

The Kansai University Bulletin

Osaka, March 15th, 1927—No. 47

報學山里子

行發日五十月三

號七十四第

年二和昭

Administration Building on the verge of Completion



館本學本るけづ近工竣

阪 大

堀佐土話電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯營振
番五七八二一阪大

千里山學報 第四十七號

目次

- 挿繪——城近づくる大學本館—福島學會に於ける宮島教授所藏古典經濟書展覽會—故戸田省三氏—小笠原語咲氏—英國大學のプロクター—ヨシヤ王の宗教改革と申命記法
- 關西大學教授 櫻井 匡
- 奴隸制度の下降過程
- 關西大學講師 辰己 經世
- 學内報——學部卒業試驗施行—大學豫科修了試驗施行—專門部卒業試驗施行—學部並大學豫科學年試驗施行—專門部學年試驗施行—卒業式舉行豫報—本學專任教員茶話會開催—マーシャル經濟學論集の上梓—駐日ドイツ大使ゾルフ氏の本學ドイツ文化研究會名譽會員受諾—宮島教授日佛文化協會評議員に推薦せらる—佐々教授の學外講演—福島學會に於ける古典經濟書展覽—故戸田省三氏の遺骨歸着—附屬第二商業學校彙報校友の面影—小笠原語咲氏校友彙報
- 雜錄——學生時代のブラウニング—英國諸大學に於けるプロクター—ロンドン大學瞥見—シュパン教授夫人の人形劇觀
- 新刊紹介

ヨシヤ王の宗教改革と申命記法

關西大學教授 櫻井 匡

(一)

イスラエルの支族はヨシヤ (Josiah) を首領としてカナン人 (Canaan) を征伐したが、全くこれを征伐し得ず、(Josh. X: 40 XI: 14) 半ば征伐されたる多數のカナン人の間に先づ定住したのである。而して茲に起り來つた問題は、何れの文明、何れの宗教をこり入るべきか云ふ事であつた。種種の事情があつたが兎に角その結果に於ては、兩者を混じ、調和したものであつた。元來イスラエル人は武力に於て優勢ではあつたが、文明の程度に於てはカナン人に及ばなかつた。カナン人 (Canaanite) は農耕の民であり、イスラエル人は遊牧の民である、一定の地に定住する事なく絶えず流轉の生活をなすものであつて、農耕民たるカナン人の文明程度のこれに勝れるは自然の事である。兎に角イスラエル人はカナンの地に定住して、遊牧生活を捨て、農耕をなしつつ、一定の地に定住する事となり、その宗教に於てはまた古くよりのエホバ (Jehovah) 信仰より離れて、カナン人の宗教を奉ずる様に伺つたのである。彼らが在來のエホバの信仰より去つてカナン人の宗教を奉ずる様になつた事は、唯一神信仰より偶像崇拜に傾いたもので、むしろ宗教的墮落であつた。従つて、豫言者らの出づる様になりて、宗教改革の氣運は漸次向けられて來たのである。

〔カナン〕(Canaan) は「沈める」又は「低地」の意

味で、エチプト人が、フェニキヤ沿海州の住民を呼ぶに用いた名稱であつたが、遂には全沿海州の住民を呼ぶにも用ふる様になつたものである。イスラエル人が攻め入つた頃即ち紀元前第十二世頃にはカナン人らは雜婚、その他の事情によつて、他の民族と混合せるものであつた、従つて、當時カナン人と稱せられたものはアモリ人、ヘテ人、ペリシテ人、カナン人、ヒビ人等であつた。(Ex. XXIII: 23)

彼らはカナン入りの結果宗教的には墮落した云はれるが、又一方に於ては一段の進歩をなしたものである。それはイスラエル王國を建設した事である。遊牧を事とする彼らの幼稚なる考を以てしては、王國建設も、統一あり組織ある統治體を作る如き企ては爲し得ざるころであるが、カナンの要素は彼らをかつて一段の文化的進歩を促し、その結果かかる組織ある王國の建設統一を企てしめたものである。故に宗教的方面に於ては、カナン入りが好ましきものでなかつたが、一方かかる組織的の王國の建設を見たのは實にカナンの要素の御蔭である云ふべきである。

かくしてイスラエルは最初の王サウロ (Saul) を立てて組織的國家統治をなす様になつた。而して紀元前九三〇年ソロモンの子らの時代に至つて、南北兩朝に分れ二王國併存する事となつた。即ち南方ユダ、及北方イスラエルである。南北兩朝併立の状態は約二百年間續いたが、紀元前七二二年北方イスラエルがアツシリア軍のために亡ぼされて後は獨り南方ユダ王國のみ存するに至つた。南方ユダ王國は紀元前五八六年バビロン王ネブガテネザルのために首府エルサレム陥れられて、亡んだのであるが、その間種種様なる事件は引

續き起つて居た。その中尤も著しき事件はヨシヤ王 (Josiah) の宗教改革である。

(二)

宗教改革の舉は獨りヨシヤ王によりてのみ爲されたものではなく、その前の時代に於てもしばしば行はれたものである。今その以前に行はれたヒゼキヤ王の宗教改革に就て少しく述べて見様。

ヒゼキヤ王 (Hezekiah) の時代は紀元前七二六—六九七年に互り、豫言者イザヤ (Isaiah) ミカ (Micah) 等の活動せる時代である。ヒゼキヤ王は豫言者イザヤを得て信じ、親しくその教を受け、改革的熱心も彼によりて興へられたものである。

ヒゼキヤ王は先づその改革をなすや、エホバの善き見王ふ事をなし、崇邱を除き、偶像をやきたふし、アシラの像をたふし銅の蛇を打ち壞つたのである。アシラ (Asherah) はフェニキヤ及カナンに於て信奉された女神である (Ex. XXXIV: 13) 或學者はこのアシラはアシタロテ (Asherah) の語を誤つて用ゐたのである云ふ。アシラミアシタロテ同一のものであるか否か明白でない。アシタロテはフェニキヤに於て信奉された女神である、舊約聖書にはシドン人の神とある。(IKings XI: 2) ヘリシテ人もこれを信じてゐた様である。(I. Samuel XXXI: 10) 兎に角イスラエル人は何時頃か明白でないが、早くからこれを信する様になつたものである。(Judge X: 6, I Samuel VII: 3) 男女性的の神であつたらしい。バビロン、アツシリアに於てはイシタル (Ishtar) と稱せられてゐた。銅の蛇に就ては、イスラエル人らがモーゼに

率へられて居た時、モーゼが銅で蛇を作つて、これを拜せしめて以來、銅の蛇に香を焚き禮拜をなしてゐたのである、そしてこれをネハシタン (Nehushtan) と稱してゐた。(2 King XVIII:4)

王は更に祭司の制度を定め、各地方に存する聖所を廢してエホバに信仰集中を計つたのである。併しこの改革の結果はむしろ一層烈しき墮落の状態を現出する様になつた。忽ちにして舊の偶像崇拜は起り、いまはしき状態は到るころに見らるゝ様になつたのである。この改革は全體から見て餘り効果なきものであつた、これを更に徹底的に行はんとして爲されたものがヨシヤ王の改革である。

(三)

ヒゼキア王の改革が徹底的に、はれて居たら或はヨシヤ王の改革はなくては濟んだかも知れないが、ヒゼキア王の改革はそれ程徹底的のものでなく、切角改めた諸儀式は忽ち亂れ偶像崇拜、異邦宗教等盛んに行はれる様になつた。その結果は勿論エホバの禮拜は衰へたのである、即ちエホバ禮拜に代つてアシラ禮拜、パール (Baal) 禮拜が行はれ、巫術、妖術等盛んに行はれ、極悪なる人間犠牲の風習なども行はれて來た。

パールは「主」又は「所有者」の意にて或る場合には「妻の頭」の意にも用ゐられた。兎に角フェニキア人がその神を呼ぶ普通の名稱である。日神で男性神である。併し列王記略下第二章第五節によれば日神パールは別種の神の様に見えるが、然し全然別である云ふのではない。一體ギリシヤのアポロは元來日神であるが、後には全く日神でない様に

見らるる様になつたのと同様の變化である。パールには二面の力がある、一は慈悲で、他は破壊である。破壊の神としてのパールは何物をもつてしてもその怒りを和け得ざるものである。遂には小兒の犠牲を以てこれを和け様とする、人身犠牲の風が行はれる様になつた (Jer. XIX:5) 又モロク (Moloch) と同一視せられてゐた。

或はまたエホバ禮拜パール、モロク禮拜と混同された様の禮拜も行はれた、特にヒゼキア王の後繼者たるマナセ王 (Manasseh) の時代に於ては、王がアッシリアに臣事し、アッシリアより星辰禮拜、太陽崇拜等を輸入して、先王の改革に反對の氣勢を示したため一層盛んに異邦宗教が行はれたのである。マナセ王がかく父王の改革に反對の態度をこつて異邦宗教を輸入したのは只アッシリヤを恐るゝの餘り、自ら屈してこれに臣事して居る事を示さんがために特にその國の宗教をこり入れて信奉する様にしたのであつた、王が政策としてこれを信奉せる結果、一般國民も亦これに従つてこれを信奉する様になつたのは極めて當然の事であつた。又事實一般國民の宗教状態はエホバを離れて、これら異邦宗教に向ふ様の傾向にあつたのである。當時一般イスラエル人らがその豫言者に對する態度、或はヒゼキア王の改革に對する態度に見ても、豫言者又は改革そのものに反對の態度をこつてゐた事が解る。即ち彼らは只何物をも欲せず、自らの安逸を得ん事のみを目的としてゐた。主義の上に立ち、節操を保たう云ふ様な考はなかつた。主義主張のためには生命を以て戦ふ様な貴い心根は少しも見られなかつた。

従つて自己の安全のために信仰を捨つる事は極めて容易の事である。強大國の宗教を信奉する事が有利安全ならば、これを信する云ふのであつて、少しも宗教的の云ひ得る様なところはなかつたのである。

併しイスラエルの人は凡てかかる骨無し人間ばかりであつたか云ふに決してさうではなかつた。これらの状態を憂へたものがないではなかつた。そしてそれらの人は他の御都合主義者の態度を痛撃もしたのであるが、この時代に於ては、これら精神的側の勢力は微力であつて、常に敗北してゐたのである。列王記者が「マナセは無辜者の血を多く流して、エルサレムの此極より彼極にまでみたせり」(2K. XXI:16) 云つてゐるのやまたミカ第六章一七の記事の如きはこの精神的側の敗北の迫害を如實に物語るものである。併し乍らイスラエル人一般の状態が墮落して居る時にかかる精神的側の人の僅かなりともあつて、これに對抗の状態をこつて居た事はやがて改革的氣運の向ふべき運命にあつた云ふべきである。

(四)

ユダの王ヨシヤの傳は列王記略下第二十二章第二十三章に記されてゐる。このヨシヤ王はその治世十八年書記官シャパン (Shaphan) を祭司の長ヒルキヤ (Hilkiah) の下に遣はし、エルサレム宮殿修理に要する費用の事に就て相談せしめたのである。その時祭司長は「律法の書」を發見した云ふ事をシャパンに告げこれをシャパンに托して王の許に送つたのである。王はこれをシャパンに讀まして聞いたのであるが、これを聞いた王は非常に

恐れ戦き、衣をさいて自分の罪を悔ひた云ふ事である。兎に角王は極めて痛烈にこの書によつて宗教的ショックを感じたのである。かくて王はこの書をヒルキヤ、シャパン等に持たして女豫言者、フルダー (Huldah) の下に遣はしたのである。女豫言者はこれを讀んで、

『イスラエルの神エホバかく言たまふ汝らに我れにづかはせる人に告げよ、エホバかく言ひ玉ふ、我ユダの王が讀みたるかの書の一切の言にしたがひて災害をこの所さ此にすめる民に降さん……』

汝はわがこの所さここにすめる民に向つて是は荒地となり呪咀ならん言しを聞たる時に心柔かにしてエホバの前に身を卑し衣をさきて吾前に泣たれば我も亦きく事をなすなり、エホバこれを言ふ……』(2K. XXII:16-19)

即ち王は自ら非常なるショックを受け、悔改の心に燃えたのであつて、自分の悔改が果して、神に立ち歸り居るか否かをこの女豫言者に問ふたのである。而してこれに答へた女豫言者の言ふところは、悔改めて律法の書の一言一句をも守らば神に導かれ得る云ふのであつた。

茲に於て王は自分が悔改めて神に導かれ得るものならば、自分一個の事だけでなく、國民一般も悔改めて神に導かれねばならない、王と共に國民一般が神に歸らん事を望んだのである。そこでこの律法の書をば國民一般にも守らせ様として、直ちに祭司の長、祭司等を集め、神前に誓をなして共に神に歸らんとしたのである。かくて彼の宗教改革は開始され

たのである。オットレー氏の云ふ如く、實にこの改革は豫言者ミ正統祭司職との協同して爲されたものである。

王は先づ聖殿の改革をなし、エホバ以外の神像を悉く破壊してこれを焼き拂つた。即ちアシラの像、パールの像及び天體禮拜に關する一切の器物を焼き、その灰をベデルに持ち行かした、アシラの像の如きは聖殿の祭壇の柱に並べて置かれてあつたりしたのである。

更に王は宗儀集中主義を以てエルサレムの聖殿以外の聖殿を廢して、只エルサレム聖殿一ヶ所を以てヤウエ禮拜の場所と定め、他の地方にある聖殿を廢し同時に祭司達には只資格のみを與へて、職務を與へない様にしたのである。これ一大改革と云ふべきである。

元來エルサレムは何ら認められた聖所でなかつたのであるが、これを特に重んじて、他の傳説的諸聖所を廢したものであつて、一大改革なのである。

而して王は一方に於て異邦偶像を破壊し去つたのであるが、他方に於て宗儀集中主義を以てエルサレムの聖殿を以てヤウエの禮拜所と定めたのであるが、更に國民一般が行ふべき祭りとして新たにすぎこし節 (Passover) を定めた、このすぎこし節は申命記以前にはなかつたものであるが、ヨシヤ王の時に及んで始めて行はるゝ様になつたものである。始めこの節は満月の祭りで夜の中に食物を食ひ翌朝まで残さない様にする、羔を殺して神に捧げてこれを食ひ、その血はこれを殿の戸に塗る事も行はれた。併しこの節は後には満月の祭りではなく漸次意味を附けて、歴史的事實と結び付ける様になつた。即ちイスラ

エル人らがモーゼに導かれてエジプトを逃れたのが満月の夜であつたこと云ふ事と結んでその後エジプトの記念祭となしたのである。

王がかくユダの民に一神の禮拜を勵行せしめ、成文律を以て國民の必ず守るべき律法を作つたのはその宗教に於て一進展をなしたものと云ひ得る、茲に於て初めてユダは律法を有する國民となり、所謂律法的宗教を得る様になつたのである。

(五)

而してかく宗教上に一進展をなさしめたる改革の中心原動力たるものは他なく、神殿事に於て發見されたる律法の書である。この書の記者はエホバが唯一の神なるが故に、これに對する宗儀も亦一ヶ所に於て爲さるべからざるに信じたものである、従つてこの書の教ふるがままに改革の舉をなせる王は宗儀集中主義を以りて、地方的聖所を廢してエルサレムを唯一の聖殿と定め、且つ異邦宗教を除去せんとなしたのであつた。然らばこの律法書は如何なるものであるか、舊約聖書全體を指すものでは勿論なく、その一部である事は明らかである。舊約聖書中には律法の部分は多くあるが、その律法の部分全體であるか或はその一部分であるか。舊約聖書中律法の部分は五書であるが、五書全體がこの律法の書ではあり得ない、何故とすれば、列王記下第二十二章第八節及び第十節に於て見る如く、一日の中に二回讀んだこと云ふ事であるが、五書を一日に二回讀み得る筈はない、従つて五書全體ではない。若し全體でなければその一部分であるだらうが、その部分であらうか。種種研究の結果この申命記と稱せら

るる律法の書は申命記第十二章より第二十六章に互る部分である事が知られたのである。然らばこの書の作者は何人であらうか。又何時の時代に書かれたものであるかを知る必要があるが先づ何人の作となすかに就て考へて見る。この書は一人の人の作によるものであらうか、それとも數人の人の作であらうか云ふ問題が起る、さてこの書の全體の構成を見るに、單純である、而かも當時既に存在せる十誡、誓約の書等の内容が加味されて居る。

只それらの諸法規が書き込まれて居るばかりでなく、一貫せる思想を以てこれらの内容を綴り合せ、註釋して居るものである。『主として契約の書を含む所の律例の反覆又は布衍せるものである』とオットレー氏は云つて居るが、實にこれらの諸法典を根據として書かれたものである。これらの點より見てこの書が數人の人の作であるとは思はれない、むしろ一人の作であるを見るべきであると思へらる。

若しこの書が一人の作であると思へば、如何なる人が書いたものであるか、傳説によればヒルキヤ自身がその作者であつて、これを神殿内に秘に納めて置いたものだとも云はれて居る。併しこれは考へ得らるる事ではあるが當つて居ないと思ふ。今日一般學者の認めるところによれば、この作者は思想系統に於て豫言者に屬し、多分祭司であつた者であらう、そして書いてこれが安全の爲めに神殿内に匿し置いたものであらうこと云ふのである。この書の目的とするところはその内容に於て見る様にイスラエルの民を教導すべき標準イストラエルの民が當然守るべき義務を示したも

ので、社會道德的教訓並に宗教儀式中に含まれて居る教訓を註釋、布衍したものである。恐らくこの書の作者はその時代の必要に應じて自己の見解を下し特色ある記録を作つたものであらう。ドライパー博士がこれを評して『古き律法を新しき必要に應じて作れる豫言者の警世の文字である』と云つて居るのは誠に當を得たものであると思はれる。

さて次に何時頃書かれたものであるか、著作の年代を考へねばならない。その内容に於てモーゼ律に準據して居る點及び、その書の發見がヨシヤ王の第十八年即ち紀元前六百二十一年である點より見て、この著作はモーゼより後而かも紀元前六百二十一年以後ではない事は明かである。更に内容の點より考へて見るに、その規定の中に『天の集群を拜する事』を禁じて居るものがある。而してこれを禁じて居る事はこの書著作の當時かかる種類の禮拜が行はれて居た事を示すものである。

今この種の禮拜が盛んに行はれた時代を歴史に見るに、それはユダ王朝第十一世の王アハズ王 (Azah) の時代(前七三六—七二七)及びマナセ王 (Manasseh) の時代である。(前六九五—六四一) (II Kings XXI:3) アハズ王は自らエホバに熱心なるものと自任して居たのであるが、宗教禮拜に新奇を好み新しく祭壇を設け、更にアッシリアより輸入せる天の集群禮拜のために神殿の屋上に新しく祭壇を設けたのである。(2 K. XXIII:12) 併し彼の後十六年を経て即位せるヒゼキヤ王の改革によりて大に除かれたのである。又マナセ王の治世に於ても天體禮拜は盛んに行はれた。マナセ王の時代に於ては舊來の種種なる

るる律法の書は申命記第十二章より第二十六章に互る部分である事が知られたのである。然らばこの書の作者は何人であらうか。又何時の時代に書かれたものであるかを知る必要があるが先づ何人の作となすかに就て考へて見る。この書は一人の人の作によるものであらうか、それとも數人の人の作であらうか云ふ問題が起る、さてこの書の全體の構成を見るに、單純である、而かも當時既に存在せる十誡、誓約の書等の内容が加味されて居る。只それらの諸法規が書き込まれて居るばかりでなく、一貫せる思想を以てこれらの内容を綴り合せ、註釋して居るものである。『主として契約の書を含む所の律例の反覆又は布衍せるものである』とオットレー氏は云つて居るが、實にこれらの諸法典を根據として書かれたものである。これらの點より見てこの書が數人の人の作であるとは思はれない、むしろ一人の作であるを見るべきであると思へらる。

偶像禮拜復興し、パールの祭壇また新たに設けられ、王は自らアッシリアより天體禮拜を輸入し、父ヒゼキア王の廢棄せし凡ゆる偶像的儀式を行つたのである。加之豫言者に對する迫害は一層激烈を加へたのであつた。

さてこの律法の書の指してゐるところはこの兩時代の何れであらうか。恐らく、アハズ王の時代に於ける天體禮拜を指せるものではあるまい、何となれば一度ヒゼキア王の改革が爲された以上これを更に禁じたとも思はれないからである。若しアハズ王時代でないならば残るところは只マナセ王時代のそれより外ない。故にこの律法の書はマナセ王治世の間よりヨシヤ王治世の第十八年に至る間に出來たものと推定する事が出来る譯である。

更に私はこれを當時の豫言者の思想と對して考ふる時一層この推定は明かになる事と思ふ。茲にアモス、ホゼア、イザヤ等の思想に就て述べる事にする。

アモスはエロベアム二世の頃に活動した人である。牧人であつたが豫言者として起ち、神の正義なる事を説き、當時のイスラエルの國狀を批判し、墮落せるイスラエルに來るものは只滅亡あるのみであるといつたのである。又ホゼアはアモスより稍後れて、紀元前七五〇—七四〇年頃に活動した人である。高貴の家の生れであつたが或る家庭問題のために悩み、その解決と同時に豫言者として起つたのである。彼の妻は不貞の女で、姦夫との間に子供をさへ作つたのであつて、これが痛くホゼアを悩ましめたものであつた。そしてこの家庭問題の煩悶の解決が同時に人生問題、社會問題、宗教問題の解決となり自身の問題の

解決となつたのである。彼は妻の不貞不倫を國民の神に對する不貞不倫と比べて説き、不貞不倫なる神の民は最早や神の民でなく、その當然の結果として滅亡の運命を待つより外はない、と説いたのである。併し乍ら彼は只神の正義のみを説くばかりでなく、神の愛を高調した。神イスラエルの民との間の連絡は只愛に存するを力説してゐる。これ彼が妻の不貞不倫よりの煩悶の解決が愛に存したのであつて、その自身の體驗から生れ出たものに外ならない。この愛の觀念は申命記に於て亦發展してゐるのである。

イザヤはウジヤ王の死せし年(前七四〇—七三六)より七〇一年まで豫言した。生れたのは前七六〇年頃でアモスがベテルで豫言した頃彼は尚ほ幼き少年であつた。而して彼は至高至嚴なる神の示現に打たれて痛悔戰慄の結果一豫言者として立つに至つたのである。従つて彼は聖云ふ思想を以て主要なる教義として教へた。彼は人間の方面に於ける聖を二つの意義に使用してゐる、第一は罪の汚れより分離する事、第二は神に事ふるため淨め分たる事である。

ホゼアの愛の思想が申命記に於て開發してゐると同様イザヤの聖の思想が又申命記に現はれてゐる。(Dt. XIV: 21. XXVI: 9) かく考へ來ればこれら豫言者の思想は可成り多くこの申命記に影響を與へてゐる事がわかる。然るにヨシヤ王時代に活躍した豫言者エリシヤの思想はさうかを見るに、その思想は却つて申命記に負ふところのものに様に考へられる、従つてこの律法の書即申命記はマナセ王の時代に書かれたと云ふ推定は一

層明瞭になる事と思ふ。

(六)

この申命記の内容は如何に云ふに、それは倫理的、社會的、宗教的の諸規定より成りその中心となるものは律法である。第十二章乃至第二十六章はその主要部分であり、第五章乃至第十一章はその序言と見るべきものであるが、これは後代に附け加へたものであると信ぜられてゐる。第二十七章及第二十八章も同様後人の作と見做されてゐる。その内容はこれを大別して三つに分つ事が出来る。

- 一 宗教的義務 (XII—XVII)
- 二 政治的制度 (XVIII—XX)
- 三 社會的並家族生活上の規定 (XXI—XXV)

更にこれを細別すれば

- 一 宗教的義務に關して
 - イ 凡ての偶像を壞し唯一神エホバに忠誠を盡すべき事 (XII: 28)
 - ロ 偽豫言者、夢見る者に對する警告、禁止 (XII: 9—XIII: 18)
 - ハ 聖民としての義務 (XIV: 1—27)
 - ニ 愛の高調、レビ人、奴隸、貧者に對し愛を以て對すべき事 (XIV: 27—XV: 18)
 - ホ 諸節筵(すゝめ)と節(七週の節)に關する規定 (XV: 19—XVI: 17)
- 二 行政的制度的制度
 - イ 士師、宮人の制度並に義しき審判に關して (XVI: 18—XVII: 13)
 - ロ 王の制定 (XVII: 14—20)
 - ハ 祭司の制定 (XVIII: 1—9)
 - ニ 豫言者の定め (XVIII: 9—22)

三 刑法に關して

- 一 三つの邑の制定 (XIX: 1—3)
- ロ 謀殺、故殺の殺人者に對する規定 (XIX: 4—13)
- ハ 所有權の制定 (XIX: 14)
- ニ 證人に關して (XIX: 15—21)
- 其他の規定
 - イ 戰爭に關して (XX: 1—20)
 - ロ 行倒れ人に關して (XXI: 2—9)
 - ハ 俘虜の女に關して (XXI: 10—14)
 - ニ 愛する妻を惡む妻に對する規定 (XXI: 15—17)
 - ホ 背悖の子に關して (XXI: 18—21)
 - ヘ 死刑に關して (XXI: 22—23)
 - ト 迷入る家畜、失ひ物、牛馬に對する規定 (XXII: 1—5)
 - チ 巢に在る雛鳥に關して (XXII: 6—12)
 - リ 家屋の建築、結婚、姦淫等に關して (XXII: 8—30)
 - ヌ エホバの會に入らざる者に關して (XXIII: 1—8)
 - ル 陣營内に於ける聖潔 (XXIII: 9—16)
 - ラ 女娼、男娼の禁 (XXIII: 17—18)
 - ワ 利息をこる事に關して (XXIII: 19—20)
 - カ エホバへの誓に關して (XXIII: 21—23)
 - ヨ 離縁に關して (XXIV: 1—7)
 - タ 質入、質物、拐帶に關して (XXIV: 7—13)
 - レ 備へた對して (XXIV: 14—15)
 - ソ 罪の自責 (XXIV: 16)
 - ツ 外國人、寡婦に關して (XXIV: 17—22)

- ネ 副子を定むべき事 (XXV, 5-10)
- ナ 夫婦争ひに關し (XXV, 11-12)
- ラ 正しき計り (XXV, 13-16)
- ム アマレク人に對し (XXV, 17-19)
- ウ 産業に關し、並にエホバの神に對する謝恩に關し (XXVI, 1-15)

以上の如き諸規定である。而してこれらの規定中特に重要視されるものは宗儀集中のそれである。即ちエホバ神を唯一神となし、他の偶像的諸神を廢し只一心にエホバ神に忠誠を盡すべく、そのためにヨシヤ王はその禮拜所を國の中央エルサレムに定めたのである。

『汝らの神エホバその名を置かんために一つの所を撰びたまはん。汝らその所に我が命する物をすべて獲て行くべし』(XXII: 12) 偶像の記號又は異教的迷信的根柢を有するものは凡てこれを嚴禁し (XXVI, 21—XXVIII, 6) その民を特に愛し、これを贖ひ王エホバ神に『心を盡し、精神をつくして』『この地に於て汝らが世に生存する日の間』常に守り行ふべき事を教へたのである。

更にこの申命記法が他の律法に比較して一大進歩を示してゐるものは、これが甚だしく人道的であつて、愛を高調せる點である。是れは他の律法中に見ざるころであつて、これによつても愛を高調した豫言者の思想の影響がある事を知り得る。而してこの書に於て説く愛は極めて廣いもので、隣人、貧者、寡婦、孤兒は勿論、レビ人、旅人更には家畜類動物にまでも及んでゐる。而してこの愛の高調は後世キリスト教に於て著しく發展したものである。

この申命記法を既に存せる十誡或は誓約の書

と比較すれば、その事に申命記法の規定が如何に人道的に進み、愛の高調せるものなるかを知る事が出来る、茲に詳細に比較する事を控へたのであるが、一二の例をこつて見様。十誡中、第四誡には安息日に關する規定を定めて

『安息日を憶えて之を聖潔すべし、六日の事勞きて汝の一切の業をなすべし、七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲すべからず、汝も汝の子息、息女も、汝の僕婢も、汝の家畜も、汝の門の中に居る他國の人も然り、そはエホバ六日の中に天と地と海とそれらの中の一切の物を作りて第七日に息みたればなり。是を以てエホバ安息日を祝ひて聖日とし給ふ』(Ex. XX, 8—11)

とある。それを申命記に記せるものによればその安息日を守るべき理由としては只エホバ神がその業を安息せりとの例に倣へてこれを守るべきものではなく、エチプトより救出されたるを感謝し、愛を行はんがためにこれを守るべきを規定してゐる。その精神に於て甚だしく相違してゐるのである。

又義しき審判に關しても誓約の書に規定されてあることを見れば、『凡ての人にしたがつて道を開くべからず』(De. XXIII, 2) とある。こは單に正義公正の道を規定せるに過ぎない。然るに申命記法に於ては更に精細に制限を附して一層明白にし、審判に方つて陥り易き弊害を禁じてゐる、『汝裁判を拒くべからず、人を偏視すべからず、賄賂をさるべからず』と規定してゐる。又申命記に於ては奴隸を扱ふに人格的になしてゐる、『若し六年汝に事へたらば、第七年に汝これを放つて去らし

むべし』と云ふ點に於ては何ら相違はないが、申命記法に於ては只鳥獸を放つが如くに見ないで、これを人格的に取扱つてゐる。即ち神の子として取扱つてゐるのであつて、その放つ時には相當なる報酬を與ふる規定になつてゐる。『汝これを放つて去らしむる時は空手にて去らしむべからず、汝の群と禾場と搾場の中より贈物をとりてこれが肩に負はすべし即ち汝の神エホバの汝に祝福を賜ふところのものをこれに與ふべし』とある。其他細かなる點に於ても申命記法の規定は單なる規定ではない深く倫理的、宗教的教訓を含むものである。尙ほ又申命記法以後の法典聖潔の律法 (The Code of Holiness) (利未記第十七章—第廿六章に互る法典である) 及び祭司典 (The Priest Code) と比較して見れば、これら後代の法典に於ては全體として申命記法より一層進歩せるものではあるが、稍偏した發達をなせるものであつて、宗教的儀式に關する點に著しき進歩を見るのみである。例へば、天幕に於ける犠牲、禮拜、聖めの式、贖罪の儀式、祭司職の義務等に關する宗教儀式に於ては他の法典より進んだものである。申命記法に於ても亦祭司典に於ても十分一稅が規定されてゐるが、その兩者の間には非常な相違がある。申命記法に於ては收獲の十分の一を中央エルサレムの聖殿に持ち行き、收めるのが規定であり、遠隔の地にある場合には金錢を以て代納する事が出來た。この金錢は中央聖殿の供物の料とせられたのである。尤も十分の一稅は祭司の生活のため或は神殿服務のために使用されなかつた様である、或一定の年を定めてこれをレビ族、旅人、孤兒、寡

婦等に分配したのである。(De. XIV, 28—29 XXVI, 12—15) この年は三年目毎で、七年目毎には土地休耕の年として全く税を免する規定であつた、併し祭司典の規定に於ては稍異なる。その十分の一の稅は農作物にのみ限られて、家畜等には及んでゐなかつた。

(七)

ヨシヤ王はかくてエルサレムの神殿のみを以てイスラエル人の禮拜をなす場所と定め、申命記の成文律を以て宗教根本要素となした。茲に唯一神教的、律法的宗教の基礎は確立したのである。この點に於てイスラエル宗教は一般の進展をなしたものであると云ひ得る。併し同時に好ましからぬ結果はその反面に導き入れられたのである。

律法的要素は深くユダ宗教に入り、律法的宗教となつて以來、申命記法は徒らに國家的法典として讚美され、律法偏重の氣風のみ盛んになり、従つて精神的內容は忘却され、宗教的生命は失せて、只形骸としてのみ残る様になつた。豫言者エレミヤがユダの凡ての人人に向つて、『汝らは益なき偽りの言を頼りしす』(Jer. VII, 8) と呼べるはこれを指して云つたものである。申命記法を指して儀式的律法書と呼んで痛撃せるは蓋しかかる事情を指したものである。

ヨシヤ王の改革の結果は如何と見るに、ヨシヤ王は前六〇八年エチプト王の軍をメギドンに迎へて戦ひ、軍敗れて戦死した。王の戦死は同時に改革派の敗亡であつたと云ひ得る、勝ちを得たるエチプト軍はカナンを我有とし、横暴を極め、ために切角改革された宗教は

學 內 報

學部卒業試験施行

本學年度學部各科卒業試験を左の通り施行した。

二月一日より二月二十二日まで

大學豫科修了試験施行

本學年度大學豫科修了試験を左の通り施行した。

二月十七日より二月二十四日まで

専門部卒業試験施行

本學年度専門部各科卒業試験を左の通り施行した。

二月九日より二月二十三日まで

學部並大學豫科學年試験施行

本學年度學部各科第一、二學年及び大學豫科第一、二學年學年試験を左の通り施行の筈である。

學 部 三月二日より三月十七日まで

大學豫科 三月四日より三月十日日まで

専門部學年試験施行

本學年度専門部各科第一、二學年學年試験を左の通り施行の筈。

二月九日より二月二十三日まで

卒業式舉行豫報

本學部第三回、専門部第三十九回卒業式は大學豫科修了式、附屬關西甲種商業學校第十

二回及び同關西大學第二商業學校第二回卒業式を兼ねて本月二十日午前十時から福島學舎講堂に於て舉行の筈である。

本學專任教員茶話會開催

去月二十六日午後一時から千里山學舎クラブ・ハウスに於て本學專任教員の茶話會が催され、松本學長の時局に關する講話を中心に各自歡談を交へ三時頃散會した。

マーシャル經濟學論集の上梓

アルフレッド・マーシャル記念論文集が本學官島教授監修の下に沖中教授外關西大學經濟學會會員數氏に依つて翻譯されつつあつたことは既報の通りであるが、過般その全部が譯了せられたので、愈近く『マーシャル經濟學論集』なる書名で上梓されることになつてゐる。

駐日ドイツ大使ゾルフ氏の

本學ドイツ文化研究會名譽會員受諾

過般本學ドイツ文化研究會が創立せられたことは前號所報の通りであるが、それと同時に駐日ドイツ大使ゾルフ氏に同會の名譽會員たられんことを推薦中のシテ、今回左の通り快諾の書信を寄せられた。

Tokio, den 18. Februar 1927.

Sehr geehrter Herr Professor,

Mit grosser Freude habe ich Ihrem freundlichen Schreiben vom 10. d.M. entnommen, dass sich an der Kansai-Universität in Osaka unter Ihrer Leitung ein "Verein für die Erforschung der deutschen Kultur" gebildet hat. Ich

Begrüsse diese Gründung aufs wärmste als einen weiteren Schritt auf dem Wege der kulturellen Annäherung beider Länder und nehme die Ehrenmitgliedschaft Ihres Vereins mit aufrichtigstem Danke an. Ich wünsche Ihrem Unternehmen guten Erfolg und bleibe in vorzüglichster Hochachtung.

Ihr ergebener
SOLF
Deutscher Botschafter.



福島學舎に於ける官島教授所蔵古典經濟書展覽會

右抄譯

東京 一九二七年 二月十八日
敬愛なる教授

本月十七日附貴翰に依り貴下御統轄の下に「關西大學ドイツ文化研究會」設立せられ候

由承り欣喜に不堪候此度貴會の御創立は日獨兩國の文化的接近の上に一段の歩を進めたるものにて慶祝至極に存せられ、貴會名譽會員の稱難有受諾仕候
貴會の御發展を祈り併せて貴下に敬意を表
申候 敬具
ドイツ大使 ソルフ

官島教授日佛文化協會 評議員に推薦せらる

詩人大使として有名な元駐日佛國大使ポール・クロードル氏は、過般駐米大使に轉任せられたが、日本を辭去せらるるに先ち同氏の我國への置土産とも云ふべき日佛文化協會なるものが創立せられ、本學教授官島綱男氏はその評議員に推薦せられた。

佐々教授の學外講演

本學教授佐々穆氏は去月二十六日大阪英語教員協會の會合に招待され語學習得に關する一場の講演を試みた。

福島學舎に於ける古典 經濟書展覽

去る二月六日午後一時より福島學舎にて専門部の經濟原論を補講せられた官島教授は、日曜日にも多數學生の登校せるを機とし、講義終了後特に同教授所蔵の經濟學に關する古書珍籍十數點を自宅より取寄せて第十一教室に陳列し學生の展覽に供せられた。日頃名のみは親み深い諸名著が目の當りに古色蒼然たるを見て多くの學生も流石に立ち去り難き風情に見えた。(第一四頁に續く)

故戸田省三氏の遺骨歸着

本學留學生として滯英中であつた戸田省三氏が去月二十八日ロンドンの客舎に於て突然逝去したことは前號所報の通りであるが、遺骨は恰も同氏の逝去直後ロンドンを立つてシベリア經由歸朝の途につかれた山口高等商業學校留學生國吉省三氏に依つて齎らされ、去月十七日早朝關門着の關釜連絡船で無事歸着、同地に於て出迎の遺族に引渡された。尙ほその節本學からは理事室秘書木戸卯之助氏が大學を代表して關門まで出迎へた。右遺骨は一應故人の郷里に持ち歸られ、更に同月二十二日早朝遺族帶同、本學關係者、故人の友人知己等の出迎を受けて大阪に歸着、東淀川區中津町に在る嚴父の家に一先づ安置せられた。



故 戸 田 省 三 氏

因に告別式は遺兒哲雄君喪主となり同月二十八日午後二時から市内東區谷町三丁目日本メソヂスト大阪東部教會に於て執行され、一般會葬者の外、本學教職員その他關係者多數參列して弔意を表した。

附屬第二商業學校彙報

職員會議開催 去月九日及び二十三日各午後三時から職員會議を開催、何れも木下主事その他各級擔任教諭一同出席、前者に於ては學生處分の件、後者に於ては卒業學級の及落決定

の件をそれぞれ議定した。

卒業學級茶話會開催 去月二十六日午後六時から卒業學級の茶話會が開催せられ、教諭並に同學級生徒一同出席、盛會を極めた。

本學年度在學學級授業終了 在學學級の本學年度授業は本月二日を以て終了し、同四日より九日まで進級試験を舉行した。

卒業式舉行豫定 本月二十日午前十時から第二回卒業式舉行の筈である。

△短 歌▽

我 子 今 山 生

子等ははやいれてあるらむ春を寒み小狗の如くいてあるらむ

柞葉の母病みまぜて足音なたてそこいへば子のつまたる

子の蹠顔指もてつけばほほ笑めり何か夢むる春寒の夜を

校友の面影

▲著 述 家 小笠原語咲氏▼
明治三十六年法律學科出身

本誌第四十四號新刊紹介欄に於て紹介された『南朝山河の秋』の著者小笠原白也氏を訪れる。名は語咲、白也はその雅號である。氏は目下稗史から見たる南朝の史跡、地理の研究に没頭してゐられる。

さらさらさ鳴る枇杷の葉に古淡な詩心を澄ましつつ氏は創作の筆を運び、筆進まざる時は飄然出でて書店に、古社寺に、圖書館に獵書の半日を過す。斯くして一作一編成る毎に白也文庫と號して自費出版をしてゐる。既に『南朝山河の秋』に次いで舊臘『その夜』を第二編として上梓した。

氏の顔容は甚だ偉大であるけれども鼻梁猛からず慈眼温かく、魚尾亦甚だ長く情味豊かに溢れて對者を包む感がある。天庭、司空其に潤けて廣量であることが自ら表はれ、正々順さを愛して、輕簿、權謀、功利、小才を憎む性も亦自らその態容に感じられるところである。若し氏にして自ら退いて閑居し無心如意の筆一管に後半生を托して、不羈、不倚の生活を選みたりとすれば、氏も亦甚だ克く自らを知れるものであらう。

その言語は鈍且つ重の感があるけれども妄に馴を恨むこもなく、阿諛苟合に腐心するの愚も學ばず、一語一句忠且つ信の感が深い。居座の篤敬も亦筆者を打つた。

氏がその作「ハンザケ村」にてハンザケ即ち山椒魚を叙したる文に「その陸上を歩むや極め

て鈍重に傍若無人の態度を示し、その水中を泳ぐや極めて悠々放從無頼の舉動を敢てし、しかも死を恐るるの狀なく妄に對敵動作に出づることもない。愚か、痴か、それこそ我がハンザケ氏は知者なるか、勇者なるか」の一句があるが、初對面の時、人人は氏に對して知者なるか果た勇者なるか思ひまじふものがあるかも知計り難いのであるが、少くも筆者は一見して氏の胸奥に燃ゆる情緒を、重き一語一語の裡に含まれたる周到微細なる觀察力に驚ろき、犀利なる諷刺をも感じたのである。氏は談闊創作の主題に及んだ時、

「技巧、機智の發達が如何にもあれそれ等は、創作の新生面を開する力としては極めて弱いものではあるまいか。人を動かすものはその創作に底流する思想であり哲學でなければならぬ。而して何處の國何時の時代に於ても人を動かすものは至誠である。現代の創作に最も缺けたものは至誠である。たゞ此風俗、世態は時勢と共に遷移して行つても、その内に至誠を失へば人の心を打つ力は、その作に見ることが出来ない。至誠は實に鬼神をも動かす故人の言にもあるが全くさうである」云語られた。

氏の南朝史跡研究は、豫てより漢學に蘊蓄深き氏が、東洋思想の研究に志し、先づ日本固有の思想を究めんとしたことに端を發したのであるが先づ數年はこれが研究に没頭することゝ既に北陸、山陰、山陽、佐渡、隱岐に殆んど隅なく遺跡踏破もされたのである。

氏の略歴を左に紹介すれば、氏は明治六年島根縣邑智郡田所村に生れた。家豊かなりざりし爲に人生の苦酸を辛に嘗め

試験を受けて小學校の教員となつてゐたが、志を立てて大阪に出て、明治三十三年關西大學法律學科に入學し、傍ら附近の小學校で教鞭をこり學資に當て、三十六年同科を卒業した。その後も暫らく小學校教員或は校長等を勤めてゐたが、その間、大阪毎日新聞の懸賞小説に長編「姫ヶ淵」を投じ一等に當選、賞金五百圓を受けた。その時の二等當選は確か大倉桃郎氏であつたこのことである。

明治四十一年の秋、大阪毎日新聞社に記者として入社し、漸次累進して校正部長として社内にも重きをなしてゐたが、またまたま病の故を以て大正十四年の暮退社したのであるが、その間政治小説「此一粟」を春陽堂より發行し、小説「三人の母」を毎日紙上に連載し後同じく春陽堂から單行本として發行し、その他「女教師」「妹」——共に大阪青木嵩山堂發行、「古き東北より若き北海道へいそがぬ旅」——大阪毎日新聞社發行、等の著述がある。

この中「三人の母」は最も世に表はれ、劇として上演された。「いそがぬ旅」亦廣く讀まれたもので、氏が大阪毎日常社中賜暇を得て東北並に北海道に旅した時の旅日記である。氏獨特の興味深き文體に、山河の近影、一木一石に纏はる古往の傳説、史話を併せ告げてゐる。引證該博、筆致暢達、文意至純の感が深い。

氏は漢詩をよくし、行住座臥に作詩して自ら樂しみこなしてゐる。左にその二三を紹介



小笠原語咲氏

すれば、北海道を旅行し石狩川に扁舟を驅つて遼江の途に、

江流杳渺萬波泓 兩岸遙聞狗吠聲
冬日光暖鑲石狩 客船未半赤陽傾
又、稚内の孤宿にて讀みたる、
黑雲黑雨逐寒飈 終夜瑟瑟聽激潮
宗谷灣頭冬既到 驛亭孤客意寥寥
クダラツ湖畔に一泊して
美哉北海碧波灣 可愛十洲無限山
從走橫行三十日 慇懃告別淚潛々

而して筆者の最も愛誦措かざるものに、東北鎮守府八幡宮趾に阪上田村磨を弔ひて讀みたる

佩節刀飛將向東 墳然鏗鼓響春風
牙城今日訪何處 寒雨陰晴落日紅
の一聯がある。

氏は今上福島北一丁目十七番地の寓居に夫人と二人のみの閑靜清淡な生活を營み、専ら著述に耽つてゐられる。筆者は氏の筆硯益新ならんことを祈つて擲筆するものである。

校友彙報

校友動靜

田村清吉氏(明四三法) 今般横濱市助役に就任された。

竹崎米吉氏(大二法) 沖繩縣内務部庶務課長に就任された。

野村滋藏氏(大一大英法) 今般神戸地方裁判所判事に榮轉された。

水本信夫氏(大七法) 今般神戸市下山手通七丁目八八にて水本法律並計理事務所を開設。

飯田清藏氏(大二商) 從來オーレン石油厨爐一手輸入元今井屋商店經營中の氏は共同經營者に一切の經營を委任し昨年十月より加島信託株式會社に入社し事務取締役星野行則氏の秘書として勤務。

校友住所移動

山田一太郎(天一〇法) 西淀川區大和田町五二九

原 謙(天一二經) 神戸市外岩屋松本五六ノ一

横田長次郎(天六法) 東區船越町二丁目五四

田村清吉(明四三法) 横濱市老松町二ノ二七

山田 謙(天五專法) 東淀川區國次町三〇六

柿澤貞吾(天一三商) 朝鮮咸北會寧團鐵道株式會社

眞鍋竹次郎(天五專商) 住吉區濱口町二二〇江川方

北岡醇平(天一〇商) 朝鮮全羅南道陽驛

鷹見文博(天四專經) 中河内郡杉岡南村大字河内四八五四ノ一二

竹崎米吉(天二法) 那霸市久米町一丁目官舎

間部健藏(天二法) 滋賀縣彦根町土橋 近江銀

行高宮支店彦根出張所
泉浩三郎(天一二經) 港區八幡屋町龜町一丁目二三九

中野一雄(天五大獨法) 京都市下京區二宮町上ノ口上ル菊屋内

野村滋藏(天五專法) 堺市櫛原町東二十七番地

白井一夫(天五專法) 高松市宮脇町一白井茂太郎方

新井 寛(天三法) 名古屋市中區宮出町四八

水本信夫(大七法) 神戸市下山手通七ノ八八

淺野敏雄(天五專商) 東區京橋三丁目七五、株式會社大林組現業課

遠藤正一(天五專經) 東京府荏原郡矢口村小林二五二

有田幸三(明四四經) 東淀川區中津本町四二八

千里山俳壇送稿先變更

爾今千里山俳壇掲載希望の俳句原稿は選者轉住につき左記宛送付下された

く候

大阪市十三橋南岸

有田朝冷宛

校友逝去

昭和二年一月二十七日

愛媛縣喜多郡長濱町
伊豫木村株式會社社長 村上春藏氏
長濱商工會長岡岡會職員 (明治二十四年法律學科出身)

右訃音に接し謹んで弔意を表す

奴隸制度の下降過程

—— 中世ゲルマン社會に於ける奴隸制度研究の一 ——

關西大學講師 辰 巳 經 世

はしがき

イングラムの名著『奴隸制度の歴史』—— J.K. Ingram, History of Slavery』が取扱つてゐるのは古代社會に於ける奴隸制度及び近世初頭に於ける植民地奴隸制度に限られてゐて、中世のゲルマン社會の奴隸制度には全然觸れてゐない。(千里山學報第三十二號以下連載拙譯参照)勿論イングラムは積極的にゲルマン社會に於ける奴隸制度の存在を否定したわけではなく、又その研究を特に古代社會並に近世植民地奴隸制度に限つたのは、彼自身が依據する正當なる理由に基づくと思惟せらるるが、然も彼の著がこの種の問題に關する最も權威あるものの一である關係上、動もするところ一マ帝國の崩壞と共に奴隸制度は終熄して、歐洲諸國に於て見られたのは寧ろ隸農制度若くはこれに近きものであつたかの如く一般に信ぜしめる危険性のあることは明かである。従つて中世のゲルマン社會に果して奴隸制度が存在しなかつたか、或は反對にその存在を趾づけ得るのではないか、存在したとしても一つの制度として研究するに値しない程度のものであつたか、或は反對に充分その重要性を主張し得る程度のものであつたのではないか等の問題は、この種の研究に興味を有する者に取つて著しい關心事でないならぬ。本稿はこの方面に於ける重要な試みの一であるウァーランド女史の『中世ゲルマン社會に於ける奴隸制度』(A.M. Wergeland, Slavery in Germanic Society during the Middle Ages) の一部分を紹介したものである。

一 總 論

吾吾は奴隸制度に關する知識を主として二種の資源から惹き出す、即ち歴史から法制的からである。歴史は奴隸制度の起源及び發展に關して極めて僅かの指導的暗示をしか供しない、然しそが決して奴隸制度の本質を論じたり説明したりせんししないのは、それは元來事實を取扱ふ程に定義を取扱ふものでないからである。もつこ遺漏なき知識を得んためには、吾吾は勢ひ法制に向はなければならぬ。そは常に必ずしも明確ではないにしても、殆ど凡ての生活關係に關する一定の結論が依つて以て惹き出され得るところの行動に對する法則を定むるものである。奴隸制度は一社會形態であるのみならず、何よりも法的關係であつて、殆ど獨占的に私法の第一位を占めてゐる。こは言へ、よし奴隸が法律の條文に顯著に顯はれてゐるにしても、そは物として及び人としての彼の特殊の二重關係に基づくのである。

ここでは先づ奴隸制度の發展を誘致し、その主要形態を構成する諸原理の検討を以て初めやう。制度を制度として研究することは他の諸の場合には甚だ多くの満足を供與するかも知れぬが、奴隸制度に關してはそれは單なる結果を示すに過ぎない。蓋し奴隸の地位はどこでも大體同様であり、又なければならぬからである。このこはその出發點から明かである、即ち自明である。民族や習慣に關する區別だては重要でない、一般は一つの型に歸する。ただ奴隸制度がその終末に近づくに當り、即ち内外の影響が恐ろしい單調を破つて眞の變化を創造するに當つてのみ、そは取扱

上の特化を必要とする。人間がかくの如き狭い個性のない限界内に生存し得るか否か、又さうして生存し得るか等に關する心理學的問題は吾吾に取つては、何時又如何にして彼がこの限界を超へて、より自由なる且つより本然的なる生活狀態に達したかといふこに程に興味あるものではない。吾吾は一定の奴隸關係なるものは永續し得ないものであるこを知る、早晩人類若くは時代の一系列がそれを打ち碎くに相違ない。だから奴隸そのものの研究に當つては、普通用ひらるる科學的方法に代ふるに哲學的方法を以てする方がよい、蓋し文明史の學徒に取つて興味のある諸點は、事實全體として何の特徴もない民族的若くは種族的相違よりも、遙かに多く奴隸制度の存在理由及びその主たる體様であるからである。

人類生活の一形態としての奴隸制度は一般に二の主要見地から研められる、一は下降の見地にして本原的な且つ粗糲なる形態である。他は向上の見地にして自由の裡に終るべき後年の發達せる狀態である。下降の見地は奴隸制度に於ける支配的觀念として直にそれ自身を示す。奴隸は使用のために存在する、最も古くは恐らく獲物として喰はれたであらう、後に至つて神及び英雄のための犠牲とされたであらう、而して最後に奴隸は働かせらるるために存在する。彼は獸類——一般に彼がその運命を分つところの——以上の何ものでもない、ただ彼は才能を有するが故に無言の畜生や死物である道具よりも危険ではあるがより價值ある財産であるに過ぎぬ。而してここに、即ち物として又人としての彼の二重性の

裡に、彼の下降又は向上を支配する社會的觀念が解決しなければならぬ問題が存在する。物として及び人としての彼の二重の存在は相異なる二種の關係を豫見し、且つ相異なる二種の結論を導き出さなければならぬ。彼の存在の一方面に對して、若くは他の一方面に對して加へられたる重要視は、一種の利己的若くは利他的態度を創造する。若し利己がその關係を支配するならば、奴隸制度の頑強な維持がその結果である。若し人道的態度が支配するならば、奴隸は漸次彼の主人と平等の立場に置かれるに至る。該問題の終極の到達點は實に道德と實利との間の、奴隸制度に於ける調和せる本然性の欲求に豫表される。従つて如何に屢奴隸制度が政治的若くは經濟的必要の結果として再現するにしても、そは結局過渡的特性を帶び且つ終極に於て自由に到達しなければならぬ。このこが、以下の論文の進行に従つて凡て一層明瞭なるこに信ずる。

二 奴隸の下降過程

A 波動的狀態

巧利的及び利己的の見地からすれば、奴隸制度が依つて持ち來されたる條件は人爲的、即ち未だ會て存在したることなく、ただ或目的に役立たしめるために或強制的行動に依つて創造されたものであるか、或は自然的、即ち既に打ち樹てられたる先次體から發達し、その結果一制度として最後に奴隸制度に到達したのか、その何れかであり得る。人爲的條件の場合には、人は會て自由であり、その仲間と平等であつたが、運命の急變に依り、又後に説明さるべき理由のために奴隸の境遇に陥し

入れられるのである。ところが自然的條件の場合には、波動的關係が永い習慣に依つて永久的なものであつて、それは繼續し且つその繼續は社會に、常に新たな階級のみならず、時の経過に従つて、文字通り一の新たなる民族を齎すのである。この民族の間では劣等な性質が優勢となり、それは早假定的でなく、實際的、恒久的、且つ典型的な、従つて隸屬關係は法律的 (de jure) でなく實質的 (de facto) となる。かの有名な昔のノールウエーの詩、Riguspula の中に、階級の起源に關する次のやうな章句がある。

『黒髪 (外國種なるが故に)、不具の奴隸が——足取の重くて不格好な、野暮な振舞なす鈍重な労働者が最下級に居り、

自分の外貌を誇りけにしてゐる、相當の暮しをしてゐる百姓がその上に、そして氣持の良い運動で充分に發達し切つた肉體を有ち、黄金色の頭髮とつやつやしい皮膚を有つ貴族が最上級に……』

キリスト教徒の民主主義的な見解はかくの如き差別觀を輕蔑し、それを無意義なものに考へるであらう、邪教徒の貴族主義的な見解はそれを抹消し得ず又敢てせぬであらう、而して吾々が先づ研究しなければならぬのはゲルマン人の生活のこの方面に關してである。

奴隸が依つて齎らざる主たる過程として征服、購買、犯罪等を擧げ得る。

イ 征服

歴史は戰爭その他の暴力的手段に基く暫時的奴隸に關する最初の例を提供する。戰爭は恐らく永久的、自存的奴隸階級が存在に先つて奴隸階級を補充するの最も古き且つ最も自然

的なる方法であらう。この方法は單純なる唯力論に基き、力に於て劣る者が權利に於ても劣る所以を決するところの全世界的、普遍的一定言に合致する。即ち力の喪失は身體の喪失を意味し、武器を他に委する者は凡ゆるもの——生命、自由、平等性をすら他に委すこととなる。歴史は奴隸を主たる戦利品たらしむるの例を多く提供してゐる。キリスト教がその改良事業に手を延し初めてからですら、

吾吾は Greory of Tours の中に次の如き章句を見出す、即ち Theodoric はその人民に向つて『俺について來るがよい、さすればお前たちを金や銀を思ふさま手に入れることのできる國へ連れて行つてやる。お前たちは又そこで家畜や奴隸や織物をいくらでもせしめることができる』と言つて居り、Chlodovech の息子たちが相争つた際に、彼ら兄弟は互に相手方から捕へて來た俘虜を奴隸にした。

奴隸貿易は十世紀以後まで全大陸に於て一般に行はれた。而してこれらの奴隸の非常に多くは、よし積極的な征服に依つてではないにしても、戰爭に依つて得られたものであるには相違ない。凡ゆる歴史に於ける無数の實例が、これ以上の説明を必要としないほかに、この種の風習の存在を示してゐる。

○ 購買

歴史は又奴隸獲得の第二の方法、即ち購買(物交換を勿論含む)に依る奴隸階級の發生に就て示してゐる。このためには既に俘虜が存在するといふ、従つてかくして自由を喪失せる者が存在するといふ階段が必要なる前提を考へられ得る。ゲルマン人の家長はその子供及びその全家族を賣却する權力を有つてゐる

た。單純なる物物交換の一例は、或王子が初めは一匹の羊を交換され、次で一着の上衣を換へられ、最後に九マルクの黄金で買はれて行つた徑路を物語つてゐる (Soga Orals [Tyvessonar, c. 5, 6]). 教會は俘虜を買ひ取つてそれを自由ならしむることに依り、奴隸賣買を廢止することに全力を盡したが大した効果は得られなかつた。

ハ 犯罪及び債務

犯罪の結果人が奴隸にされる場合を考究するためには、吾吾は歴史に依るよりも法律に依る方がよい。法律はその性質が同様に波動的なる奴隸制度の今一つの狀態を示す、即ち加罰の方法に依る奴隸階級の發生がこれである。ここでは吾吾の考慮は戰爭等の如き機會に支配される場合でなく、秩序だつた社會生活を對象とする。そこには最早戦敗し掠奪を伴ふ無秩序なる戦亂はなく、平和的な交渉のみが存する。かくの如き平和と秩序の基礎は義務の觀念である。義務の觀念は然し無視や暴戾に對する加罰なくしては維持され得ない。ゲルマン諸法は概して犯罪及び債務に關して多くの内容を含んでゐる。ゲルマン武人の眼には國家の義務は最も單純なる種類のものである。政府は生命財産を保護し國境を守るためにのみ存在する、それが要求され得べき凡てである。だから國家はローマ人が知つてゐたやうな複雑な完成した機構としてでなく、最も粗笨なる形に於てのみ見出さる。凡てのゲルマン法に於て平和の侵害は一定額の罰金に依つて贖はれ得た、もつと嚴酷な方法、例へば切斷(耳鼻なきの)、追放、死刑等は昔日の如き戦亂や無政府狀態の勃發に

對する恐れから、最も重大な犯罪に對してのみ備へられてあつた。財産權の侵害及び支拂義務の不履行は一般に短期若くは長期間の自由の剝奪を以て罰せられた。自由なる個人はかくして殺人、不法關係、窃盜、或は債務のため奴隸たらしめられた。

暗殺は窃盜と共にゲルマン人に取つては特に忌むべきものであつた、と言ふのは隱微な公明正大ならぬ性質は自由人たるに値しないからである。自由人である婦人の品位を傷けたる自由人、及び男女何れたるを問はず自由民にして自己の身分を忘れて奴隸と結合する——結婚——が如き者は奴隸となる、即ちその行爲が彼を自由から阻隔するのである。法律に背いた自由民は追放される代りに希望に依り奴隸となつてもよかつた。

窃盜若くは債務のための奴隸に關して、法律は盗んだ財産を辨償し得ない盗人を支拂不能の債務者と同様に見、又支拂不能の債務者を他人の財産を盗んだ者と同様に見た。この二種の中一般に債務のための奴隸の方が多かつた。ここに所謂債務とは罰金、各種の税金、地代その他の個人的債務にして支拂義務未了のものを意味する。罰金が正當に支拂はれなかつた場合には支拂義務者が追放に處せられることもあつた、而して一般の債務に就ては、債權者が債務者の財産に依つて満足せしめられ得ず、且つ第三者でこれを救ふものがない場合に、後者が奴隸たらしざるを得ざる運命に當面する。又家長が債務の擔保として提供した小兒が同様の理由に基き奴隸となることもある。この種の奴隸の境遇は永久的である場合もあれば一時的である場合もある、即ち債

債務者は負債額が償却され終つた後までも繼續的に債權者の下に働くを要しなかつた。博愛を教義とする教會は勿論この方面に於ける慘酷なる習慣を打破することに多大の力を致し、又かなりの程度にその効果を収め得たことは事實である。然しそは又同じ教義に則り、戰爭の俘虜、回復されざる人質、追放犯罪人等を、殺されるよりは増しであるといふ見地から奴隸たらしむることに盡力したことも事實である。而もかくして奴隸となつた人達は頭髮を切られ、頸に革紐或は金屬製の頸輪を巻かれて、文字通りその主人の酷使に甘んずることを餘儀なくされた。

債務のために奴隸にされるといふことは又、結局債權者に對する債務者の人身抵當たる性質を有するものである。蓋し債務者が支拂不能に陥るが如き場合には、債權者は何時でも債務者をその奴隸となし得るからである。又若し債務者が支拂不能であり、且つ何人も彼を救助せぬならば、或は若し彼が強情を張つて働くことを肯んじないならば、債權者は彼を債權相當額で他に賣却することもできる。彼は又債權額に相當するところのものを債務者の身體から切り取ることもできた、即ち債權者は恐らくはその安全の侵害に對する復讐行為として、己れに反抗する奴隸の身體の或部分(耳或は鼻)を切り取ることもでき、又若しその者が現行中に捕へられた窃盜であつた場合には、これを殺戮することもすらできた。

奴隸制度のこれらの階段が一般に偶然的な、人為的な性質の波動しつたものであるであつて何ら永續的なものに依存しないといふことは、奴隸状態が忽ちにして齎され又急速に

變化され且つ廢され得るといふ事實から容易に知るべきである。戰況の急激なる變化に依つて救ひ出された俘虜は、忽ちにして以前と同様の自由人となる。賣買に依つて奴隸にされた者或は異邦人なる故を以て奴隸にされた者等は、その所有者の見積る價值相當額の補償に依つて自由となることができ、而も自由人としての彼の權利は以前に何ら異なることがない。更に犯罪又は債務のために奴隸にされた者も、充分なりと認めらるるだけの罰金の完納に依り、或は窃取財産若しくはその三倍の價値の賠償に依つて自由を購ふことができ、或は又第三者に依つて買ひ戻されることもできる。ノルウェーの法律は一定の場合に債務に基く奴隸をしてその債權者に對して完済するを得せしめるために、一時彼を解放することをすら認めてゐる。然しこのことも亦要するところ、元來は著しく不幸であつた状態の一種の發展形態として眺めらるべきことである。若しこれらのことがなるならば、若し侵害されたる額が支拂はれ若しくはその支拂に對する保證が提供せらるるならば、自由の一時的喪失は最早問題ではなくなる。かくして自由になつた男子又は婦人は、彼の若しくは彼女の自然權を完全に回復する。但し奴隸である異性と結合したために自らも奴隸となるに至つた元自由であつた男子又は婦人は、彼らが自らその自由を購ふにあらざる限り如何なる救をも法律には求め得なかつた。

B 永續的状态

吾吾が次で研究を要するところは自然的發展の結果到達せる永續的状态としての奴隸制度の特質である。社會は今や一般に承認せられた

る法律及び秩序の一定の限界内にそれ自身を形成する、平和は回復せられ、財産は一度取得せらるるや完全にその所有者の手中に止る、奴隸も亦全然解放の希望を失ひ、與へられた特定の地位に黙黙して停止する。而も彼の地位は彼自身この肩身狭き状態の下に産み出したる子供を有するといふ事實に依つて限りなく繼續する。奴隸てふ一種族はかくして相傳てふ過程を経て發生する。この相傳の觀念が實に奴隸制度に於ける根本の原則であるといふことは、よし明確に説明されてはるないにしても、歴史及び法制に一樣に妥當する一般的理解に依り知られ得る。而してこの原則は特に次の如き章句を以て簡潔に定言し得る、即ち曰く、『奴隸は奴隸から生れた子供』である。

奴隸は奴隸から生れた子供である。こは成文法の存在の遙か以前より既に一致して居つた、そは何人も論議するを要せざる社會的公理であつた。奴隸の外形、即ちその慘めな衣服、低い身の丈、屢その一部分(耳鼻等)が切断され或は不具にされた軀、烙印を押されたる又は傷痕のある皮膚、短い逆立てる頭髮等は、當に彼の地位を示して居つたばかりでなく、又同様に彼の型をも示すものであつた。然らば全體としての奴隸の状態はさうであつたか。この問題に適當に答へるためには、是非共ローマの法律及び習慣の或程度の引用に於ける奴隸の状態がローマ人の間に於けるそれと相違するこの見解は、屢且つ盛に主張せらるるところである。個性の觀念は文明史上の新时期を劃し、且つ奴隸にも亦或程度

の利益を齎したまよく言はれる。この見解に従へば、個性の觀念はローマ人の間に於ける團體性及び器械的性質の觀念に對し有利な對照として誇示されてゐる。然しこはゲルマン人を擁護せんこの偏見で盲となつた眼でその状態を眺めてゐるのではあるまいか——即ち彼が如何にあつたかといふことを彼が如何にあるべきであつたかといふことを混同してゐるのではあるまいか。奴隸に對する法律上の考慮は、兩民族の見解が寧ろ多大の程度に一致してゐるやうである。或はこの類似を認める者もそが偶サリク法又はブルグンド法に於て見出さるるに過ぎぬと考へるかも知れぬ、然しそはスカンデナヴィアの法律或は古英國の法律の如き最も純粹なるゲルマン固有の法律に於ても同様である。若し吾吾が奴隸の觀念に就て、その嚴密に論理的なる發展を辿つてローマ法を調べて見るならば、而して各重要な條項を殆ど凡ゆるゲルマン法に於けるそれに對應する部分と比較して見るならば、吾吾はその意味に於て多少の相違を發見することはあらうが、然しその相違たるや極めて微微たるものに過ぎぬであらう。即ち前者がその最終の結論を推究することに於て最大限度の精密さにまで完成された制度であるに對し、後者は一の粗朴なる草案に過ぎず、即ち用語に於て甚だしく不正確ではあるが、主要なる觀念は著しく一致してゐるのである。ゲルマン法の下に於ける奴隸の状態は次の如く要約することができる。即ち(イ)奴隸は一種の財産である、(ロ)奴隸は人格權を有しない、(ハ)彼の生存は全然その主人の手中に委せられてゐる、(ニ)その主人に對する關係は

別として奴隷は何らの社會的地位をも有しない。

奴役の最も嚴酷な形に於ける奴隷——而して現に吾吾が取扱つてゐるのは主としてこの種の奴隷である——は所有の目的たり得る一物體たるに過ぎぬ。法律が奴隷を家畜及びその他の動産のレヴェルに置く場合には、例へばラティン語の *res* の如く明瞭であり、その結論は單純且つ完全である。ノルウエーの法律に於て家畜及び奴隷を意味する語には、*hus* なる文字が共通に冠せられてゐる。その他最低級の奴役を表現するために用ひられた *Skattel*、*Psow*、*Præll*、*Sveinn* 等の語は今日尙ほ北歐に於て個人の賤視的屬性を強調する意味に於て用ひられてゐる。動産の一種なるが故に奴隷は讓渡、賣買、相續等が可能であるのは勿論、債務の辨濟手段として用ひらるることもできる。家内奴隷は他の財産と同様分配することもできれば共有にすることもできる。

或は又一奴隷にして或時は一主人のために働き或時は他の主人のために働くといふことも可能である。奴隷は又貸借、雇傭或は債務の保證としても用ひられ得た。

ローマ法は逃亡奴隷が盜罪を犯した場合、その主人に彼を追捕することを許すべき見解を示してゐるが、ゲルマン法も亦同様の權利を認めてゐる。又該逃亡奴隷を捕へ歸つた者は相當の報酬を期待することができ、他人の奴隷を殺した者はその奴隷の價格を支拂ふことに依つて損害を償はなければならぬ。スウェーデンの法律ではこの賠償額は一頭の牛又は馬の半分の價值或は貨幣で三マルクである。然し奴隷の價值のもつて高い例もないで

はない。大體その價值は彼の有用さに従つて徑庭あるのを普通とするが故に、著しく多様である。自由人が奴隷を傷けた場合に科せられる罰金額はその奴隷の價值に依つて示される。ノルウエーの法律では奴隷が他人の故意又は不注意に依つて役立たずにされた場合、或は虐殺された場合には、所有主はその損害の賠償を求めることができ、

奴隷の買得に當つて買主は證據の提供に依り眼に見えぬ缺點のある者を受取るここから保護されなければならぬ。誠意なき賣買は無効である。一日乃至三日、六日、二週間、一ヶ月、二ヶ月、或は一ヶ年等が試用期間として買主に許されて居つた。

奴隷は何らの人格權をも認められてゐない、即ち、(a) 彼は平等でない、(b) 彼は自分自身を禦ることができぬ、(c) 彼と自由民との間の相異は實に甚だしい、(d) 理由の如何を問はずも二もなく加罰され得た。階級觀念又は人種的差別は凡ゆる法律に於て顯著である、このことは奴隷に關しては勿論自由民にも當て然まる。奴隷と結合せる自由民の男子或は婦人は奴隷たらしめられ、その所有物は主人のものとなる。若し奴隷が盜盜を犯しその罪に關して自由民を誣告したならば、彼は殺されなければならなかつた。若し自由民が奴隷に依つて殺され又は傷けらるるならば、よし無意識にしたことであつても奴隷は處罰を免れ得ない。ゲルマン思想では或行爲をなしたといふだけで、行爲者がその行爲に關する責任を負ふに充分である。だからこの點につき奴隷が特に自由民よりも酷な取扱を受けるといふわけではなかつた。

奴隷が自由民を打つた場合には、主人が彼の自由を購ふにあらざればその奴隷は殺されなければならなかつた。反對に自由民が奴隷を打つても、その奴隷を勞働不能の状態に陥らせた場合の外何ら問題とはならない。若し奴隷が自由民を殺せば、彼はその被害者の遺族達の復讐に委せられる。奴隷の罵詈は他人の名譽を傷けることにもならない。假りに彼の罵詈が他人を侮辱したとしても彼の演じた役割はその主人の傳聲器以外の何ものとも見られなかつた。奴隷は社會の一員とは認められてゐないが、だと言つて全然法律の埒外に置かれてゐる譯ではない、言ふのはそのためである。法律は犯罪奴隷に白狀を強制するため

の拷問をも許してゐる。奴隷が社會の絶望的部分であるといふことは次の如き事實から明瞭に知られる、即ち凡ゆる低級なる行爲は悉く奴隷に歸せられる、蓋し不斷の惡意が彼の眞の性質ならざるを得ないからである。奴隷に附せられた古英國の名稱 *Deov* が盜人の意を示す語 *Deov* と密接な縁を有するか如き、この間の消息を明にするものと言ひ得る。奴隷が如何に死よりも慘めな方法で罰せらるるかを知らず、吾吾は又彼が絶對的に畜生の如くなり、凡ゆる人類中の最低級者即ち大惡人となるのは避くべからざることであるのを知る。この假借なき酷遇の期間中奴隷の人格は無視せられ、その主人の他の所有財と全く同様に無生物として眺められる。奴隷はかくの如く人格權を有しないが故に、彼は又これに對應する義務をも有しないわけであり、従つて彼は自分の行爲に就

ての責任者とは考へられない。その當然の結果として主人が彼のために責任を負ふ、即ち奴隷はただその主人に依り、又その主人のためにのみ生存する。ローマ人もゲルマン人も同様に奴隷を責任なきものと見る、蓋し奴隷は獨立に何事かをなすべく餘りに無力なる存在なるを以てである。

奴隷は一種の道具であり、又一個の動物である、蓋し彼は何らの權利をも有せず、又何らの罪責をも負はず、ただ彼の所有主が彼のために責任を負ふに過ぎぬを以てである。ローマ法もこのことを明確に定めてゐる、即ちそれによれば、奴隷は道徳的には人でない、若し彼が罪を犯すならば責任を負はせらるるのには、彼の主人である、又同様に奴隷に加へられたる侵害に對しては主人が訴願をなし賠償を要求するを正當とする。主人は奴隷の行爲に關して一切の責任を負ふが故に、當然彼を處罰すべき一切の權利をも有する。若し被害者が爾かするにあらざれば満足せぬならば、彼はこの處罰權をその被害者に委讓することもできる。主人は奴隷に對する限り萬能である、如何なる力に依つても妨げられない。主人はその所有奴隷に對してなしたる行爲について如何なる責にも任ずるを要しない。その主人に對する關係以外奴隷は社會に於て如何なる地位をも有しない。而して若し彼が、その主人が救濟し得ず又は救濟せんことを欲せざる罪のために罰せらるべきであるならば、その結果は死でなければならぬ。兩者の關係は勿論奴隷の側に於ける絶對的服従と主人の側に於ける絶對的支配權との關係である。不従順は如何なる場合にも全然許されない、生殺

與奪の絕對權はその家族及び奴隸に關して家長に賦與したる大權である。法律は主人のその奴隸に對する如何なる義務をも關知しない。それは全く私事であり且つ主人の勝手である、即ち恰も奴隸に取つて主人のお氣に入るこゝの必要が何ら法律の關知せざる自己保存の問題であると同様である。歴史的記録の關する限り、主人に對する奴隸の私的關係は一種の見透しがたき薄布で蔽はれてゐる。

主人に奴隸との間の最も重要な關係は、主人の家又は農場に於ける一定量の勞働を奴隸が遂行するといふ事實に存する。北歐諸國の法律ではこの勞働の性質は不明瞭である。ただサリク法には奴隸の與るべき職業の種類が示されてゐる、即ち奴隸は葡萄園の見張人であり、製粉工、牧人、獵人等であり、又鍛冶工、大工、馬丁及び主人の下僕でもある。彼らが遂行したのは普通の下僕や作男の勞働であるが、もつこよい仕事、例へば金屬師や給仕人や監督人の仕事に與つたものも稀にはあつたであらう。

ゲルマン奴隸も亦土地に定着させられて居つた。かの土地に從つて移動させられたローマの mancipium の意味に於てでなく、寧ろ一種の終身作男としてであつた。奴隸を土地に定着せしめることは彼らの多數を維持することの、否寧ろ彼らをして彼ら自身を維持せしめるこゝの最も容易な方法である。それは又奴隸が自ら自由を購ふの地位に達した唯一の方便でもあつた。教會が初めから奴隸を土地に定着せしめた理由もこゝにある、加之、奴隸及び農奴が非常に多くの自ら自由にし得べき物を有するに至り、彼ら自身の教會や禮拜堂

を建設したといふ事實すらある。然しながら如何にこれらのものの總てが處置されたか、又それだけの物を奴隸が相當の保證の下に彼自身のものを稱し得たかは、容易に明かにされ得ない。大領地の場合には奴隸は彼が耕して居つた土地の全部又は一定部分につきその領主に一定額の貢納を提供しなければならなかつた。ノルウェーの法律はこれらの貢納の内容について何の暗示をも與へない、奴隸に依るこの種の借地制が一般的であつたか否かを該法律から明知するこゝも不可能である。然しスウェーデンではこの種の借地制度が一般化して居つたやうである、デンマルクでは寧ろさうでなかつたらしい。

(第六頁より續く)

またすたれ、偶像教は盛んに行はるる様になつた。其後エジプトはバビロンのためにほされ、ユダの民はバビロンに浮囚となり(前五八六年より四十八年の間)中央聖殿は全滅しエホバの禮拜はすたれ、全く暗黒の如き状態になつたのである。併しその間にもこれらの律法は人人に尙ほ宗教的熱心を刺戟し、多くの宗教熱心家を出した。この間に起つた豫言者はエゼキエルである。イスラエルの宗教は全く彼の努力によつて辛じて消滅を免れたのである。メシヤ待望の思想が生じたのは實にこの時代である。浮囚後に於て尙ほ申命記法は中心となり、律法的に發達してユダヤ教は生れ、精神的に發展してキリスト教は生じたとも云ひ得る。その思想は愛の高調唯一神の信仰である。而かもこれがまたキリスト教に於ける中心思想でもある。律法はモーゼに始まり、キリストに於て完成したるは實に眞實の言である。(昭和二年一月)

(第七頁より續く)

因に當日出陣の主なるものは左の通りである
Bonar, J., A catalogue of the Library of Adam Smith, 1894.
Godwin, W., Enquiry concerning Political Justice, 2nd ed., 1796.
Of Population: An Enquiry concerning the Power of Increase in the Number of Mankind, being an Answer to Mr. Malthus's Essay on that Subject, 1820.
Jevons, W. S., The Theory of Political Economy, 1871.
Hume, D., The life of David Hume, 1777.
Malthus, T. R., An Essay on the Principle of Population, 2nd ed. 1803.
Principles of Political Economy, 1820.
Definitions in Political Economy, 1827.
McCulloch, J. R., The Principles of Political Economy, 1825.
Menger, G., Die Irrtümer des Historismus in der Deutschen Nationalökonomie, 1884.
Mill, J. S., Principles of Political Economy, 2 vols., 1848.
Utilitarianism, 1864.
Autobiography, 1873.
Mun, T., England's Treasure by Foreign Trade, 1644.
Ricardo, D., The Principles of Political Economy and Taxation, 1817.
Say, J.-B., Traité d'Economie Politique, 1841.
Smith, A., The Theory of Moral Sentiments, 1759.
Wealth of Nations, 1st ed., 2 vols., 1776.
Essays on Philosophical Subject, 1795.
Stewart, J., An Inquiry into the Prin-

ciples of Political Economy, 2 vols., 1767.
Wayland, d. F., Elements of Political Economy, 1837.
Wieser, F. von., Der natürliche Werth, 1889.

卒業式御案内

本學學部第三回並專門部第三十七回卒業證書授與式左記ノ通舉行致候間御臨席被成下度此段御案内申上候
日時 昭和二年三月二十日午前十時
場所 本學福島學舎

關西大學校友並關係者各位

校友大會御案内

本年度新卒業生歡迎旁左記ノ通校友大會相催候間何卒御出席被成下度此段御案内申上候
日時 昭和二年三月二十日午後五時
場所 市内中之島中央公會堂
會費 金參圓(當日御持參)

關西大學校友並關係者各位

雜 錄

學生時代のブラウニング

現今ロンドンのユニヴァーシティ・コリッジと呼ばれてゐる學校は一八二八年の秋、ロンドン・ユニヴァーシティと言ふ名前前で創設されたものである。その學籍簿の最初の頁に、かの歴史家の弟のシー・ゼット・マコーレイ並に、ジョン・スチュアート・ミルの弟のジェイ・ビー・ミル及びサー・ゴールド・スミッドの弟、エフ・ディ・ゴールドスミッドの三人の名が記されてゐる。次の頁の下端に、後にニューヨーク大學の教授となり、"The History of the Intellectual Development of Europe"の著者として聞えたジェイ・ダブリュー・ドレイパーの名があり、その直ぐ下にロバート・ブラウニングの名が掲げられてゐる。故ダブリュー・ホール・グリッフィン及びエッチ・シー・ミンチンの兩氏はその著「ロバート・ブラウニング傳」中にブラウニングの學歴を極めて明白に概説してゐる。ブラウニングは、ドイツ語、ギリシャ語、及びラテン語の教室に這入つた。下宿は午前八時に始まるドイツ語の講義に間に合ふやうに、學校の近くのベッドフォードにまつた。が彼は僅僅一週間の後にこの下宿もドイツ語も共に放棄したらしい。一八二九年の五月に彼は大學から全く退學した。

一通はブラウニングのロンドン・ユニヴァーシティに入學の希望を述べ従つて彼の父が大學の經營者の一員ならうと決心したことが認められてゐる。その手紙は大學の秘書であるトーマス・コーツ氏に宛てられてゐる。

ユニヴァーシティ・チェンバー、
ファニーヴァルズ・イン、第七號
トーマス・コーツ様

一人の子供の幸福の爲に憂慮する父の立場としてこの機會に、彼をロンドン大學に入學せしめたいと存じますが、如何なる方法をとつて良いか存じませんので貴下を煩はして小生の希望を達成する最善の方途を御教示に預りたいと存じます。

小生は本年十六才になる男子唯一人を有して居りますが、彼を、貴大學の趣意書第二十三頁に記されてゐる資格の總てに該當するやうに教育して参りました。その上、親としての最も嚴正な立場から、彼の徳性について、幼少時から今日に至るまで眞理にもとる偽善を彼に認められたことはかつて一度もないと言ふことを申し上げます。

彼の能力は小生よりもより全完な資格を保つてゐられる試験官の調査に對して不足するであらうと存じます。然し、小生は彼が過去六年間、不撓、不撓、キリシヤ・ラテン・フランス等の諸國語を學んだことを申し上げることが出来ます。彼は非常に熱心に入學のことを希望して居り小生も彼を入學せしむることに就て憂慮し、若し彼の希望してゐるところの彼の將來に對する極めて必要なる手段を講じなかつたならば、親として缺くるものあるを痛感して居ります。

右の様な事情で御座いますから、何卒、如何にすれば小生が大學の出資者となることが出来るか、小生の望みを遂げる爲には如何なる手段を取るべきか特にホーナ氏に直接私が御會ひして御依頼するこの當否、等について貴意御漏らして下さいますれば望外の光榮に存じます。このことに關す

る貴下の御通信を鶴首して御待ち申上げます。

一八二八年四月二十二日

カンパーウエル、サザンプトン街、
ハノヴァー・カテデ

ロバート・ブラウニング

今一通の書簡は、ブラウニングの退學に關するもので學長宛になつてゐる。

ロンドン・ユニヴァーシティ

レオナード・ホーナ様
小生の子供が貴大學を退學する決意をしたことを御報せすることを、甚だ遺憾に存じます。全く豫期して居なかつたこととて誠に苦しい立場で御座います。

然し、貴下に於て、彼の爲に今迄御盡力下さいました數々のことについては全く御信賴申上げ、親切且つ愛み深き御取扱について深甚の感謝を捧げるもので御座います。

一八二九年五月四日

カンパーウエル、サザンプトン街
ロバート・ブラウニング

ドイツ語の教授はプロシアから亡命した政客 Ludwig von Mühlentfels で今更申上げるまでもない。ギリシャ語とラテン語の教授は George Long かつ H. Key であつた。

兩人ともケンブリッジに於けるマコーレイの胞輩であつた。兩人とも一八二四年に創設されたヴァージニア大學の教授に任命された。

ロングは古語の講座を受持ち、ケーは數學の講座を擔當してゐた。Charlotteville ではロングはジェファソンに特に交友を温めた。モンテセロで革命の懷舊談を聞きマディソンやモンローと共にジェファソンの宅の卓を圍んで食事を共にしたりした。兩人とも一八二八年に再びロンドン大學の椅子を襲つて歸國した。ロングはギリシャ語の最初の教授

なりケーはラテン語の教授になつた。それは彼等の先任者が大學開校前に辭職したからであつた。ジェファソンの理想主義とドイツの自由主義と、思辨派とエディンバーク・レプユー、功利主義者とその反對論者等が、大學の教室で相接觸、融合したことは一九世紀の知的發展に大いなる役目を演じたものであつた。しかしながらブラウニングが是等の講義に耳を傾けなかつたことは察するに難くないところである。彼は彼で、それ等以外に信念をもつてゐたのである(ロンドン大學、ユニヴァーシティ・コリッジ、エッチ・ヘール・ベロツト氏稿——霜村生抄譯)

英國諸大學に於ける
プロクターの制度

英國の諸大學に於てはプロクター (Proctor) なる役があつて、略本邦の學生監に該當し、學生の風儀、徳育の方面に主として力を注いでゐるが、その権力は異常に重いものである。その一例としては、學生の風儀監督の爲に警察權をも兼攝してゐるが如きそれである。プロクターは學生の規律、風紀を監督する爲に一定の規定を有してゐるが、右は大抵勅令で發布される。従來は不便な一枚の紙に印刷して學生の進級毎に交付されてゐたものであるが、今度オックスフォード大學に於ては新に袖珍小形の書物となつて印刷されることになつた。この "Little grey book" に就ては各新聞で可成問題視されたのであつた。然し大體に於て大學當局が無礙に學生の自由を壓迫し、權力を奮ふ意味でないことが世論の中心であるらしくロンドン・タイムスも論じ

てゐる。この新しい小冊子には不必要な舊い條項は二三削られ、或る點はより鮮明にせられ、又數項は新に加へられた。現時に於てはオックスフォードの學生で、カフイーや芝居の樂屋をうろついたり、品性の低級な人は稀ではあらうが、多數の善良な人の爲に法律は設けられないで、極く少數の規律を亂す人の爲に必要とせらるる意味に於て、大學のプロクターの規定も必要である。タイムスは論じてゐる。プロクターの下にはプロクター・マンと言ふ數人の選抜學生がゐる、その學生監督並に訓練の仕事を扶けてゐる。英國學生間ではプロクトライズ (proctorize) と言ふスラングがあつて、プロクターに呼出されて處罰されることを意味してゐる。學生がプロクターを敬遠する状態も推して知られるのである。(掲載の寫眞はプロクターが市街に於て學生を訊問してゐるところである)

— M.S 生

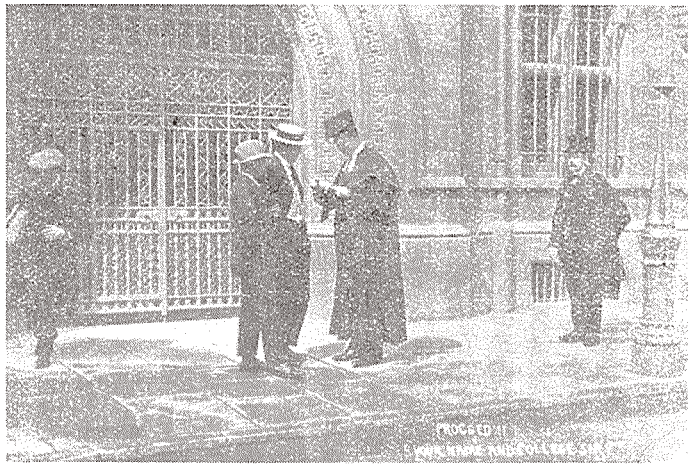
ロンドン大學瞥見

— 同學創立百周年に因んで —

ロンドン大學では來る六月下旬その創立百年祭を舉行することになつてゐる。即ち一八二七年の四月三十日に、ガウアー・ストリートに創めて建設されたものである。同大學創立運動の先驅とも言ふべきは、一八二五年二月九日のタイムス紙に發表されたトーマス・キャンベルからヘンリー・ブルーム(後にブルーム卿)に宛てた書信で、それには「中産階級のため」の大學建設といふことを特に高唱してゐる。程なく創立準備委員會が組織せられたが、同會が或機會に公表した聲明書に依

るに、彼らの所謂大學は

- (1) 凡ゆる宗派の者に向つて開放されなければならぬ、従つて何ら宗教上の試験に類するものを課しない
- (2) 又教科は能ふ限り博くし、大學てふ一般的認識に値するだけの凡ゆる科目を包含する



英國大學のプロクター(記事参照)

ものでなければならなかつた。かくの如くにして階級、民族、信仰等に頓着なく一般に開放せらるるこの國最初の大學が、ここに實現したのであつた。

同大學の學長グレゴリー・フォスター氏が昨年未或席上で一場の演説を試みて、その發達狀況を述べてゐるが、それに依るに、一八三

一年には僅かに二分科——法文學科と藥學科——あつたに過ぎず、教員團も二十八名の教授二人の助手から成つてゐるに過ぎなかつた。然るに今日では科は五分科を數へ——文學科、法律學科、自然科學科、機械學科及び藥學科——教員團も二百五十四名(正教授四十五名、助教、講師、助手等二百九名)も多人數から成つてゐる。加之、附屬として尙ほ四つの専門學校即ちスレード美術學校、バートレット建築學校、語學校、圖書館學校が併設されてゐる。

又一八三一年には學生數は全部で四百二十名中百九十名が正科生で餘は選科生であつた。ところが現在では全學生數二千二百名、その中千九百名が正科生で残りが毎週一日乃至三日間聽講する選科生である。毎年の卒業生及び新入學生數が各五百名、英國の各種民地及び大陸諸國並に日本からの留學生も尠くない。尙ほ同大學は初め男學生收容の目的で設立されたのであるが、今では女子にも入學を許してゐる。女子の入學を正式に許したのは一八六九年であるが、一八三一年に既に特科を設けて女子にも聽講を許してはゐた。今では女子學生の數が千七十六名即ち全學生數の三分の一にも達してゐる。學生團は男女別別に組織されてゐるが、男女學生の共同委員會に類するものもあり、各種の催事を共同で處理して行くのは勿論、屢合同討論會の如きも開催せられてゐる。學生たちは大部分の時間を學生の各種の協會やクラブで費してゐるが、それは極めて有意義に費されてゐる。(近着タイムス紙に據る)。

シュパン教授夫人の人形劇觀

本誌第四十五號にクローデル大使の文樂座觀を紹介したが、最近ウイーン大學シュパン教授夫人から、宮島教授の人形劇の佛譯を贈られたに對して所感が届いた。同夫人は有名な詩人であつて、その觀察も亦極めて面白く、クローデル大使の文樂座觀に對照して興味更に深いと思はれるので、宮島教授に請ひ左にその原文並に抄譯を掲ぐる次第である。

Sehr verehrter Herr Professor!

Haben Sie vielen Dank für die mannigfachen Lebenszeichen, die Sie meinem Manne im Laufe der Zeit zukommen liessen, besonders aber für Ihre letzte Sendung, Ihr entzückendes Büchlein über die Puppenspiele!

Ich habe es gleich gelesen und bin Ihnen dankbar für diesen Einblick in eine fremde Zauberwelt! Das Spiel der Puppen kann ich nur ja nicht deutlich genug vorstellen, obgleich ich glaube, dass es der echten Poesie eine ganz besonders zarte Gestalt verleiht, und das Reich der Kunst abtrennt von aller Wirklichkeit. Aber die Dramen selber, die Sie kurz beschrieben haben, haben mir einen tiefen Eindruck gemacht. Wie unsäglich fein ist der Schluss des ersten Dramas, wo die angeklagte Akoya sich durch ihr Spiel entthüllen, verraten oder rechtfertigen soll! Wie zart, wie schön! Eine echt japanische Idee! Bei uns tritt alles Geschehen mit festen Füßen auf die Erde: dort bei Ihnen schwebt es wie ein Vogel durch die Dämmerung. Wir sind primitiv im Vergleich mit Ihnen. Und das zweite Drama, wie unfassbar zauberhaft! Die treue Geliebte begleitet

vom Fuchse,—doch auch der Fuchs gehorscht einer inneren Not! Ein Europäer kann das kaum erfassen. Und wieder diese schwebende Feinheit, dass nämlich das Drama gar nicht endet, sondern nur ein Weg ist, ein Gang, ein Tanz, ein Erzählen und Erinnern, Zeit mit dem Dufte der Ewigkeit, Raum im Rhythmus der Zeit.

Ich beglückwünsche Sie zu dem poetischen Geist Ihres Vaterlandes, verehrter Herr Professor, und bleibe zusammen mit meinem Manne.

Ihre aufrichtig ergebene
dankbare ERIKA SPANN
Rheinsch.

(右抄譯)

敬愛なる宮島教授

私は貴下が過般來私の主人に對して種種珍しき材料を御送り下された御心添の程を感謝致します。特に最近御送附下さいました御國の人形劇に關するチャミングな貴著に對して深く感謝するものでございます。私は貴著を早速拜讀いたしましたして恰も異國の妖精の國に魂を誘ひ入れられたやうな感じがいたしました。私は人形劇の實演に就ては充分會得したとは言ひ兼ねますが然しそれが全く眞の詩として獨特の形態を備へてゐることを、從つてこれは全く總ての現實から引離された一種の藝術の界に屬すると言ふことを把握するものであります。貴下が最近御書きになつたかの劇それ自身が私に深い印象を與へました。最初の劇を拜見するに終末が如何に美はし

いか——俟ち罪人として引出されたかの阿古屋がその奏する音楽を通じて秘を明し、又申開きをすると言ふやうな終末が、如何にやはらかなで如何に美はしいか、これぞ即ち御國の眞のイデーであるのだ。こ感じました。私共の國では總ての事象が現實的且寫實的であるに反して、御國では、それが朦朧たる天空に鳥が飛んでゐるかのやうに神祕的であります。第二の劇を讀みまして、これまた如何にやはらかなであるか言ひ表はし難い位であります。即ちかの忠實なる愛人が、主人のこころを心配して一種の煩悶を持つてゐる狐に伴はれて行くのは實にあはれであります。かくの如きこころは到底吾吾

ヨーロッパ人にまつては想像も及ばぬこころであります。

この劇の一部分にして尙且かやうな深い意味を含んで居ります。即ちこの場面は全劇の一部分たる道行だけであるに過ぎないが、尙踊りであり物語りであり、且追憶である。時は永遠の香をもつて、空間はその時のリズムの間に間に……。

ウイーンにて

エリカ・シュパン

The Kansai University Bulletin

Published Monthly By

The Kansai University Press

No. 47

March, 1927

LEADING FEATURES OF CONTENTS

- Josphia's Reformation and The Law of Peutoromy..... by Prof. M. Sakurai.
- Downward Course of The Germanic Slavery..... by Mr. K. Tatsumi, Lecturer of The University.
- University News—Publication of the Japanese Translation of the Memorials of Alfred Marshall, Edited by Prof. A. C. Pigou—Dr. Solf, German Ambassador in Tokyo and Society for the Study of German Kultur—Prof. Miyajima and the Society for the Development of Franco-Japanese Civilization—Exhibition of the Classical Works on Political Economy.
- Alumni News—Mr. G. Ogasawara, alumnus.
- Miscellanea—Frau Professor Spann and Japanese Doll Play.
- News from Abroad—Browning as an Undergraduate—Proctor in English Universities—Centenary of the University of London.
- Illustrations—Administration Building on the verge of Completion—Exhibition of the Classical Works of Political Economy—The late Toda—Mr. G. Ogasawara, Alumnus—Proctor in English Universities.

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

▼學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學舍圖書閱覽室内及び福島學舍學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。但し寫眞その他投入不能の材料は事務所又は學報局へ直接提出して下さい。▼每號締切は前月二十五日限りとし、その以後の分は次號に廻します。

昭和二年三月 關西大學學報局

製複許不

大正十一年六月十五日創刊
昭和二年三月十三日印刷
昭和二年三月十五日發行

編輯兼發行人 辰 巳 經 世

印刷者 飯田彌之助

印刷所 鐵三有社

發行所 關西大學學報局

大正市此花區上福島
關西大學
電話土佐堀一〇四九
電話土佐堀一五七〇九
大阪市外千里山
關西大學
電話吹田一一三

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラハ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續クテ行クコトノ出來ヌ状態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。但シ集金郵便ニテ御拂込下サル方ハ勝手ナガラ一年半分若クハソレ以上トシテ金額參圓以上ヲ御申込ミ願ヒマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手数數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒ上マス。

●尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和二年三月

關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所

年度

科

名貴

金額

一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替

集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

關西大學
關西甲種商業
關大第二商業
指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話南四五一二番
振替大阪五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

文房具、制帽
雜貨、食料品

關西大學給品部

千里山學舍學生控所

福島學舍學生控所

内

關西大學教授 宮島綱男先生著

經濟學原理

(卷上)

菊池總三
紙數約三百七十
紙約五百
コロタイプ刷像數
定價金拾八錢
送料金拾錢

下卷近々發行

著者が其透徹せる推理力と豊富なる語學力とを以て研讀潜思幾年の後遂に成つたもの即ち本書である。堂堂一般經濟の原理を論じて照合するところ古今東西の史實、學說に亘り而かも之が嚴精なる批判檢討を通して導き出だせる結論を更に一步現代の經濟事實に近附けたる點に於いて學界稀に見るの好著である。行文平明にして正確、敘述亦繁簡其宜しきを得て經濟學を正しく理解し現時行はるる諸種の學說に對して相當の批判力を得る爲めには先づ第一に讀まるべき書物である。加ふるに各節末には詳細なる參考書目を掲げて讀者將來の研究に便し書中引用するところの學說に關係深き學者の肖像を十數葉の鮮麗なコロタイプ版として挿み裏面に其傳記を附して、學說と時代の交渉並びに學說夫れ自身の印象を一層深からしめんと努めてゐる。蓋し經濟學史としても一の纏つた好參考書である。尙ほ本版には書中引用せる學者のインデックスを付し且つ第一、第二版に洩れたる又は其後公刊せられたる參考書の目録を増補した。敢へて大方に奨む。

東京市神田區錦町一丁目二番地

發行所 瞭文堂

攝巷五京一〇三番・電話穴手四一〇番

大阪府西區阿波堀通四丁目

大阪大 株式會社 寶文館

攝巷四阪三番・電話新三〇三番

千里山學報 第四十七號

關西大學 關大第二商業 關西甲種商業 指定

明文堂野島書店

大阪市此花區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番
本學校友 野島藤次郎

關西大學 關西甲種商業 指定

山本靴店

大阪市此花區上福島北二丁目
(但淨正橋筋大和田銀行前)

關西大學講師 木下孫一先生著

最新日本憲法論

▽近日中に出來發行の豫定△

本書は關西大學專門部に於て憲法講座を擔任して夙に令聞ある著者が、多年研究の結果である講義の草稿を基礎とし、更に幾多の改訂を施し公刊せられたものである。觀察周到、行文簡潔、斯法の原理を闡明して餘蘊なし特に著者が意を注げるは、本書を以て各種高等試験受験者絶好の参考書たらしめんごせし點にあり、學生諸氏は素より汎く研學の士に推獎す。

發行所
東京市神田區猿樂二丁目番地
嚴松堂書店 株式會社
電話四九五四番・振替東京六五五番

晝間部 生徒募集

甲種認可指定五ヶ年制

第一學年(尋小卒ヨリ入學)第二、三學年若干名
入學試験 三月卅一日 願書受附試験前日限リ

甲種 北陽商業學校

電話 北 七五七五番

甲種認可指定本科四ヶ年制
第一學年高小卒又ハ同程度申込順ニ依リ許可ス
第二、第三學年若干名

夜間部

本科

(五ヶ年制)

第一學年(尋卒ヨリ入學)第二、第三、第四學年若干名
入學試験四月一日 小學校推薦無試験入學特典アリ

文部省
認定

淀の水高等女學校

電話 土佐堀 四二一番

家政科 經濟科

(四ヶ年制)

第二學年(高小卒ヨリ入學)申込順ニヨリ五十名限リ 第三、四學年若干名

大阪此花區西島町淀川河畔(市電恩貴島停下車北へ)

學則郵券二錢要ス

大阪市東區淀川區淡路町
新阪電車天神橋六丁目ヨリ約五分淡路下(車)

○募集人員 第一學年約百八十名、第二學年補缺若干名

○出願期間 三月二十六日マデ

關西大學 第二商業學校生徒募集

○入學試験 三月二十八日、二十九日及四月二日

○特長 甲種認可、修業年限三ケ年、夜間教授

大阪府大阪市福島

關西大學福島學舎

(會照ニ校本ヘ添テ錢五券郵ハ細詳)

○募集人員 第一學年百八十名 尋常小學校卒業

○出願期間 三月二十九日マデ受付

關西甲種商業學校生徒募集

三月三十日及同三十一日詳細入學心得アリ

○入學心得 其ノ他ハキ又ハ郵券五錢送付

大阪府大阪市福島

關西大學福島學舎

田川七郎先生著

珠算要義

菊版總クローズ製
紙數約二百七十頁
定價金壹圓參拾錢

訂正第二版出來

著者は曾つて實際に算盤をとつて實業界に活動し、或ひは陸軍將校實業講習會に於いて珠算を講じたることありしのみならず現に關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校及び北陽商業學校に於いて珠算科を受持ち令名ある人、多年に亙る經驗と研鑽の結果を傾けてここに本書をなす。編を分つこと七、苟くも珠算に關することにして細大説いて盡さざるなく、加之、附録として多數の練習問題を掲げ以つて教授並びに獨習の便に供す。蓋し教科書として將又一般參考書として良著の最たるを失はず、敢へて江湖に薦む。

發行所 東京市神田區錦町一ノ二 瞭文堂

電話大五千四一〇番・振替東京五〇一六三番

白也文庫第一編

小笠原白也著

南朝山河の秋

四六判布製函入美本
紙數約二百二十頁
定價 金壹圓四拾錢
送料 金八錢

紹介の辭——(千里山學報第四十六號掲載)

「南朝山河の秋」は、辭を大阪在の一農夫南朝遺跡巡禮の述懐に借り、想を遠く「太平記」「増鏡」「外史」の域に走せ、貫くに一死君國に報ひし忠臣真弼を弔ふの赤心をもつてしてある。「國破れて山河在り、城春にして草木深し」の哀韻始終測測と迫りて、讀む人をして、自らなる天衣無縫の文飾に恍惚たらしめ、更に該博なる史實考證の結果になれる公平なる立論をもつてその間に點じ、一讀、史を繙いて自ら娛しみよすの心境に誘ふものがある。その序に「さやうなら行つてまゐります。何處へとは問ふて下されませぬ、この春のはじめ少うと頭の病にかかりまして以來、健康の恢復甚だ遅きからだの保養の爲に、かれて志して居りました山河の秋を見に參らうために、そこへ……この旅衣知らない里の夕日にも、照されながら遠い濱邊の寒雨にも濡れながら、暫らくは着つても慣れたのが心願でござりまする。百姓の自分を忘

れて、稻の蒔り入れ、夢の種まき、いそがしい季節の仕事を送りまするふるまひは、さうぞご免下されませぬやうに」と言つてゐるこほり、開卷第一頁から最後まで、懐しい老翁の豊富な昔語りに魅せられた小兒のやうに、じむわりと、親朴な氣分に浸される。蓋し、この書の持つ一特色であらう、最初に「これは子供が讀んで喜ぶ本である」と思ひ讀み行く中に「大人が讀んでも實に面白い」と感じ、更に讀後「肩の凝らぬ文體を用ひて史跡にまつはるかくも廣汎な軍記物語りを、彌つとの興味と、ぐんぐん迫る愛國精神の感化をもつて讀まじめる作者、蓋し凡手ではない。腹があるのだ。その腹の方だ、斯う安安と自分の胸奥に喰ひ入るのは」と感じたのは、敢らぬ評者の實感であつた。著者は先づ杖を笠置に引き、檐も柱も雨露に蝕まれた一木一石に逝きし日の行在の宮居を偲び、藤房柳隱栖の妙感寺を、落日赤き琵琶湖畔の村に訪

れ、追懷に借りて往時の卿の心事を説いて微細漏さず、或は金崎城を訪ふの途に六波羅の鎮將北條仲時以下四百三十二士の墓を蓮華寺にまぶらひ、荒茅の雲深き峠路に立つて、蕭蕭と煙る往年の古戰場の後に默想にふけり、仙山城下に南朝を説き里人を驚倒せしめ、瓜生兄弟の義烈を讃へ、淺水に出すだく驟路に立つて勾當内侍が義貞を追へる心事を辯じて、著者が所謂「外史が輩」の稗史小説的妄断を排して、秋水一下して麻を断つのがある。最後に燈明寺暖に左中將戦死の前後を叙し、越前の稱念寺に親しくその畫像を拜し繼繼として英雄の禁懷を述べてゐる。その義貞の心事を叙するや甚だ眞率、枯葉を吹いて去る一陣の秋風に、悲歌慷慨、天に向つて語るの狀がある。讀後「これある或讀書や」の感と、今更乍ら眞宗皇帝の「讀書自在千鐘粟」の辭を思はせられる。若溪會あたりから眞著として推稱されるに違ひあるまい。敢て江湖に薦むる所以である。(霜村生)

發行所
大阪此區上福島北一丁目七番

白也文庫

(振替大阪四八八六六番)

發賣所

大阪此區北通二丁目

盛文館

白也文庫第二編 (既刊)

説小夜の夜

内容、小説「僕等十人の兄弟」
脚本「櫻」
脚本「櫻」
——備後三郎高徳——
隨筆「ハンザケ村」

白也文庫第三編 (近刊)

南朝時雨の跡

内容
佐渡 檀風城址……資朝卿處刑の跡……順徳帝眞野御火葬場……黒木御所……
上野下野 新田足利兩氏の舊地……兒島高徳隱栖の寺……
武藏 利根川より小手差原……矢口の遺恨……
相模 鶴岡八幡宮の廻廊……護良親王の土牢……
近江 稻村崎の小太郎義貞……
近江 番場猫居坂……具行卿處刑の跡……佐々木道譽……

法律
經濟

受驗準備ノ捷徑ニハ

文信社ノ便覽ト解題ト問題集ニ限リマス!!

文信社編輯部編

三五判各冊二百數十頁(六號活字)
定價金九拾錢・送料金四錢

法律
經濟
模範
便覽
叢書

(附錄 各書拔萃表及試驗問題一斑)

- (1) 帝國憲法便覽 甲篇 乙篇
- (2) 行政法總論便覽
- (3) 行政法各論便覽
- (4) 民法總則便覽
- (5) 物權法便覽
- (6) 債權法總論便覽
- (7) 債權各論便覽 上卷 下卷
- (8) 親族相族法便覽
- (9) 平時國際公法便覽
- (10) 戰時國際公法便覽
- (11) 商法 總則 商行為 則 便覽
- (12) 會社法便覽
- (13) 海商保險法便覽
- (14) 手形法便覽
- (15) 刑法總論便覽
- (16) 各論便覽
- (17) 國際私法便覽
- (18) 經濟學便覽
- (19) 財政學便覽
- (20) 刑事訴訟法便覽
- (21) 民事訴訟法便覽 上 下
- (22) 法學通論便覽
- (23) 哲學概論便覽
- (24) 警察法便覽
- (25) 破產法便覽

本叢書ハ法學ノ理想的的研究書トシテ且模範的受驗準備書トシテ斯界ニ定評アリ之レ本叢書ガ重版ニ重版ヲ重ナル所以ナリ其内容ノ豐富ト編纂ノ優秀トハ受驗者ヲシテ記憶ニ便ナラシメ且其定價ノ至廉ト携帶ノ至便トニ於テ到底他ノ類似書ノ追從ヲ許サズ尙拔萃表及試驗問題一斑ヲ附シタレバ受驗ニ直面シテ一讀以テ其準備ヲ整フルニ適切ナリ。

文信社編輯部編

三五判約一千頁(六號活字)
定價金貳圓・送料金八錢

法律
模範
試驗
問題
集

高等
行政・外交・司法
試驗
豫備筆記
各官私立
大學

本書ハ明治三十八年以降大正十五年ニ至ル二十有餘年間ニ各種ノ官私立大學及高等試驗ニ於テ行ハレタル法律學經濟學政治學商業學及之ニ關スル各論政策論等五十一部アリ更ニ毎年各種ノ試驗問題ノ追録ヲ加フ既ニ二十二版ヲ重ネ類書無ニノ定評アリ卷末ニ國家試驗委員一覽表及各種試驗規則ヲ附ス。

◇解題叢書編纂ノ三大要旨◇

- 一 出題サレ易キ部分ニ付知識ヲ整頓シ
 - 二 問題ノ急所ヲ捉フルコト
 - 三 答案作成ハ整然明瞭簡潔ニ叙述ス
- 以上ノ三點ヲ如實ニ開發ス可ク最近三十有餘年間ニ互ル官私立大學試驗並國家試驗問題ヲ主題トシテ詳説シ傍ラ主題ト其語句ヲ異ニスルモ其趣旨ヲ同ジクスルモノ或ハ主題ノ一部ニ包含セラルルモノハ之ヲ類系問題トシテ掲ゲ且例題及註ヲ加ヘテ讀者ノ注意ヲ表裏向背ヨリ喚起セリ蓋讀者僅少ノ時間ト勞力ヲ以テ受驗ノ陣容ヲ整フルニ便ナリ。

東京 文信社發行

發賣所
大阪市北區會根崎上三丁目
大同書院
振替大阪三一九七二番
電話北一六五三・五七五二番

各編專門諸博士監修

三五判各編三百頁内外
布製金文字美本紙頭入
定價壹圓廿錢送料六錢

法律
經濟
模範
解題
叢書

- (1) 帝國憲法 副島博士監修 法解題
- (2) 民法 橫田博士監修 則解題
- (3) 物權 橫田博士監修 法解題 下上卷
- (4) 債權 橫田博士監修 總論解題
- (5) 債權 橫田博士監修 各論解題 (近々發行)
- (6) 債權 副島博士監修 總論解題 (近々發行)
- (7) 債權 副島博士監修 各論解題 (近々發行)
- (8) 親族 山岡博士監修 法解題
- (9) 親族 山岡博士監修 各論解題
- (10) 親族 小林博士監修 法解題

ル依ニ令學大

大 學 豫 科

募集學年 第一學年

出願期間 四月五日マデ

試験科目 英語、日本作文、代數(商業學校卒業者ハ商算)

試験期日 四月七日ヨリ同九日マデ

ル依ニ令校學門專

專 門 部

募集學年 第一學年

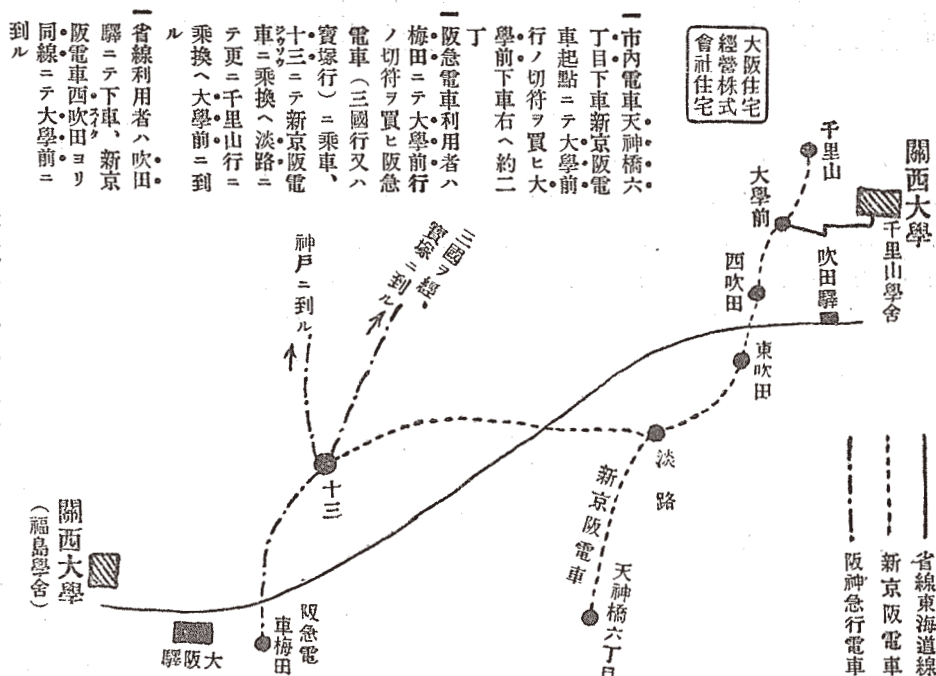
出願期間 三月三十一日マデ

試験期日 四月二日及ビ同十一日

科 別 法律學科、商業學科、經濟學科、文學科

關 西 大 學 學 生 募 集

關西大學千里山學舍交通略圖



會照ニ宛課務教舍學島福上ノ記明(部門專八又科豫學大)科學願志ヘ添錢五券郵八細詳